

ディスクロージャー

DISCLOSURE 2020

JAえちご上越の現況



えちご上越農業協同組合



はじめに

日頃、皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A えちご上越は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて利用者のためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー 2020」を作成いたしました。

皆様が当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 6 月 えちご上越農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

CONTENTS 目次

1. 経営方針	P 1	⑤ 貸出金の用途別内訳残高	
2. 経営管理体制	P 2	⑥ 貸出金の業種別残高	
3. 事業の概要	P 2	⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	P38
4. 事業活動のトピックス	P 6	⑧ リスク管理債権の状況	
5. 農業振興活動	P 7	⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	P39
6. 地域貢献活動	P 7	⑩ 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	
7. リスク管理の状況	P 9	⑪ 貸出引当金の期末残高および期中の増減額	P40
8. 自己資本の状況	P17	⑫ 貸出金償却の額	
9. 主な事業の内容	P17	(3) 内国為替取扱実績	P41
		(4) 有価証券に関する指標	P41
		① 種類別有価証券平均残高	
		② 商品有価証券種類別平均残高	
		③ 有価証券残存期間別残高	
		(5) 有価証券等の時価情報等	P42
		① 有価証券の時価情報等	
		② 金銭の信託の時価情報等	
		③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	
		2. 共済事業取扱実績	
		(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	P42
		(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	P43
		(3) 介護共済の介護共済金額保有高	P43
		(4) 年金共済の年金保有高	P43
		(5) 短期共済新契約高	P43
		3. 農業関連事業取扱実績	
		(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	P43
		(2) 販売品事業取扱実績	P44
		(3) 保管事業取扱実績	P44
		(4) 利用事業（生産施設）取扱実績	P44
		(5) 加工事業取扱実績	P45
【経営資料】			
I. 決算の状況			
1. 貸借対照表	P23		
2. 損益計算書	P24		
3. 注記表	P25		
4. 剰余金処分計算書	P31		
5. 部門別損益計算書	P32		
II. 損益の状況			
1. 直近の 5 事業年度の主要な経営指標	P34		
2. 利益総括表	P34		
3. 資金運用収支の内訳	P35		
4. 受取・支払利息の増減額	P35		
III. 事業の概況			
1. 信用事業取扱実績			
(1) 貯金に関する指標	P36		
① 科目別貯金平均残高			
② 定期貯金残高			
(2) 貸出金等に関する指標	P36		
① 科目別貸出金平均残高			
② 貸出金の金利条件別内訳残高			
③ 貸出金の担保別内訳残高	P37		
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高			

※本資料の記載金額は、原則として単位未満切り捨て表示しています。そのため、合計欄・増減欄等が一致しないことがあります。

JAえちご上越のプロフィール
(令和2年2月末現在)

○ 名 称	えちご上越農業協同組合
○ 本店所在地	新潟県上越市藤巻5番30号
○ 設立	平成13年3月1日
○ 総資産	330,355百万円
○ 出資金	7,702百万円
○ 自己資本比率	14.32%
○ 組合員数	39,700人 正組合員：17,046人 准組合員：22,654人
○ 事業所	本店・24支店・1出張所
○ 役員数	経営管理委員：36名 理事：4名 監事：3名
○ 職員数	1,066名（うち正職員：673名、臨時職員等：393名）

CONTENTS 目次

4. 生活その他事業取扱実績		(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	P64
(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績	P45	(8) 連結注記表	P65
(2) 利用事業（生活施設）取扱実績	P45	(9) 連結剰余金計算書	P71
(3) 福祉事業取扱実績	P45	(10) 連結ベースのリスク管理債権残高	P71
(4) 介護事業取扱実績	P46	(11) 連結ベースの事業別経常収益等	P72
5. 指導事業実績	P46	2. 連結自己資本の充実の状況	
IV. 経営諸指標		(1) 自己資本の構成に関する事項	P73
1. 利益率	P47	(2) 自己資本の充実度に関する事項	P75
2. 貯貸率・貯証率	P47	(3) 信用リスクに関する事項	P77
3. その他経営諸指標	P47	(4) 信用リスク削減手法に関する事項	P80
V. 自己資本の充実の状況		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P81
1. 自己資本の構成に関する事項	P48	(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	P81
2. 自己資本の充実度に関する事項	P50	(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	P81
3. 信用リスクに関する事項	P52	(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	P82
4. 信用リスク削減手法に関する事項	P55	(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	P83
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P56	(10) 金利リスクに関する事項	P83
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	P56	【財務諸表の正確性等にかかる確認】	P85
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	P57	【JAの概要】	
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	P57	1. 機構図	P86
9. 金利リスクに関する事項	P58	2. 役員構成	P87
VI. 連結情報		3. 組合員数	P87
1. グループの状況		4. 組合員組織の状況	P88
(1) グループの事業系統図	P60	5. 特定信用事業代理業者の状況	P89
(2) 子会社等の状況	P60	6. 地区一覧	P89
(3) 連結事業概況	P60	7. 沿革・あゆみ	P89
(4) 直近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	P61	8. 店舗等のご案内	P90
(5) 連結貸借対照表	P62	【法定開示項目掲載ページ一覧】	P91
(6) 連結損益計算書	P63		

1. 経営方針

経営理念（私たちの想い）

JAえちご上越は協同のこのころのもと農業を発展させ豊かな地域社会を目指します。

スローガン（合言葉）

「こころ耕し、いのち育む。」

私たちJAえちご上越は、食を通じて「いのち」の源である農業と今までも、そしてこれからも真摯に向き合い、組合員・地域の皆さまと共に農業の大切さを次代につなげていくことが使命だと考えます。

また、地域の人々が豊かなくらしを送るには、皆で協力し合い助け合っていくことが必要です。組合員・地域の人々が手を取り合い、地域の未来を切り拓いていくために、協同の精神を育むことが大切なのではないでしょうか。

JAえちご上越は、協同の精神を常に心に刻み、いのちを育む活動を続けていきます。

長期ビジョン（10年後の目指す姿）

みんなが喜ぶ実りある農業

既存農業者や新規就農者、さまざまな生産者が安定的に所得を確保しながら、地域の環境を保全し、いきがいを感ぜられること、また、安全安心で高品質な農産物が生産され、それを口にする人々が健康でこころ豊かなくらしを送ることができる状態をいいます。

みんなと一緒に元気な地域をつくる協同組合

助け合いのこころにもとづいた幅広い事業を展開し、農業者の営農や地域の人々のくらしの課題解決を通じて組合員・利用者から満足いただくとともに、さまざまな活動を通じて地域の元気づくりをお手伝いする身近な存在としてJAが認知されている状態をいいます。

みんなの期待に応え続ける力強い経営基盤

農業者や地域の人々の期待に長く答えるためにJAが総合事業を堅持しつつ常に健全な経営状態にあること、また、農業者・地域の人々のふれあいを通じて地域に元気が生み出されるように、役職員が夢と誇りをもっていきいきと働いている状態をいいます。

中期3カ年計画の策定とJA自己改革の取組み

向こう3カ年（2019年度～2021年度）、組織・事業運営の改革を進め、組合員・地域住民の皆様への期待と信頼にこたえられるJAを目指し、私たちは「地域になくてはならない存在」としてあり続けるために、支店別農業振興計画を核とした第6次中期3カ年計画を策定しました。組合員をはじめ地域の参画による「みんなで創る農業・地域・組織」を基本姿勢に、役職員が一丸となって自己改革に取り組んでまいります。

私たちは「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の3つの目標を掲げ、十分な結果が残せるように、「自己改革工程表」を策定し、その具体策を各事業年度の計画に盛り込んで進めております。

まだまだ、組合員の皆さまの期待・要望に、十分応えできていない部分が多いと思いますが、これからも皆さまの声を聞き、真剣に議論して確かな方向性を見出し、協同組合としての自己改革を進めていきます。

2. 経営管理体制

経営管理委員会

平成16年5月開催の第3回通常総代会にて経営管理委員会制度の導入が承認され、翌年5月の第4回通常総代会で36名の経営管理委員が選任され、即日、経営管理委員会制度へと移行しました。なお、令和2年5月に開催した第19回通常総代会で6期目の経営管理委員が選任されています。

経営管理委員会の導入に際しては、管内の意見・要望を広く取り入れるため、女性の社会参画を促進するために女性経営管理委員の就任を促進すること、経営執行の硬直化を防ぐとともに活性化を図るため定年制度を導入することなどが決められました。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで選任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

理事会

経営管理委員会制度導入後の理事会では、経営管理委員会で決められた組織運営の基本的な事項を、日常の業務として細部に亘り執行しています。経営管理委員会会長を除く全員が非常勤である経営管理委員会が基本的に2ヵ月に1度の開催に対し、理事者全員が常勤である理事会では、開催が比較的容易となるため、迅速で機動的な組織運営が可能となりました。

理事は5名選任されており、信用事業については、金融共済担当常務理事1名が業務を執行しています。また、金融資産の総合的な管理を目的としたALM委員会の構成員として、理事長・専務理事・金融共済担当常務がリスク管理の把握に努めています。

監事会

総代会で選任された3名で構成されています。常勤監事の他、員外監事及び実務精通者を配しており、JAの多様な事業に対して報告を求め、業務と財産の状況を調査しています。

3. 事業の概要

直近の事業年度における事業の概況

令和元年度はJA自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を見える形で示すため、「みんなで創る農業・地域・組織」を基本姿勢とする第6次中期3カ年計画の実践がスタートしました。

中期計画の核となる支店別農業振興計画の実践については、スマート農業技術の実証や鳥獣害防止活動、地域オリジナル米販売など地域の特徴や課題に対応した活発な取り組みを組合員とJAが一体となり進めました。また、地域農業の活性化に向けて新設された「地域農業振興積立金」を活用して農畜産物の生産拡大対策、生産コスト低減対策、担い手対策などあわせて約1億7千万円余りの農家支援を行い、自己改革の取り組みを加速させました。

令和元年度決算は、貸倒引当金算定方法の変更などにより、信用事業総利益で計画を1億8千2百万円上回り、全体の事業総利益においても計画を約2億1千万円（計画対比103.1%）上回りました。また、事業総利益から事業管理費を控除した事業利益についても、各部門で費用削減に努めた結果、計画を上回る約1億5千7百万円（計画対比550.7%）を計上し、当期剰余金は約2億9千3百万円（計画対比181.9%）となりました。

1 信用事業

農業メインバンクとして、担い手農業者や農業法人へ定期的に訪問活動を行い、多様化する農業者の資金ニーズの把握に努め、適切な資金対応に取り組みました。

農業所得増大につなげる取り組みとして、農業生産、農産物の加工・流通・販売および農業を通じた地域活性化に取り組み、直面する課題の克服にチャレンジする担い手への必要な資金を助成する「にいがた農業応援ファンド」の活用を営農部門と連携し進めました。

農業資金研修会の開催や農業金融プランナー、農業経営アドバイザーの資格取得に努め、担当者の対応力強化に取り組みました。

生活メインバンク機能強化のため、利用者ニーズにあった情報提供や商品提案に努め、年金と定期貯金、住宅ローンと給与振込など、複合利用の提案により次世代層を含めた利用の拡大に取り組みました。

県産農畜産物の消費拡大につなげる取り組みとして、あるるん畑・あるるんの杜、およびAコープなどで利用できるクーポン券を進呈する「ほほ笑味定期貯金」を取り扱いました。

年金振込者の増加を目的に、あるるん畑などで「年金相談会」を実施するとともに、年金専任担当者を中心に年金振込の新規・指定替え・予約推進を行い、新たに1,841名の方から振込指定をいただきました。

住宅関連業者からの情報を基に推進に努めたところ、住宅ローンでは新規実行額30億9千万円となり、残高は前年度より4億4千万円増加し、貸出金残高全体でも15億2千万円増加しました。

店舗営業力強化の一環として、「来店したくなる店舗」を目指して全店舗で「窓口感謝デー」を開催し、店舗ごとに創意工夫をした特色のある取り組みを行いました。

来店者の満足度向上のため、窓口担当者のセールスコミュニケーション能力強化に向けた、「窓口セールスロールプレイング大会」を実施しました。

また、総合的な相談機能が発揮できる職員育成のため、資産形成・資産運用プログラムを導入し、渉外担当者の提案力向上に取り組みました。

なお、当JAの取扱っている金融商品については、17ページから21ページを参照下さい。

2 共済事業

「ひと・いえ・くるま」の総合保障提供を目指し、「加入内容説明」と「あんしんチェックによる保障点検」など3Q訪問活動を中心に組合員・利用者への保障見直しや生命保障提案に重点を置いた保障拡充に取り組みました。

次世代層・未加入者への加入促進・JAファンづくりに向けて「アンパンマン交通安全キャラバン」を実施しました。

健康管理・増進活動では、組合員を対象に健康教室の開催や人間ドックの助成を行いました。

また、コンプライアンス点検を実施し、組合員・利用者目線での共済普及活動を徹底するとともに、共済金の迅速・適正な支払いにより満足度の向上を図りました。

長期共済新契約高は、801億8千7百万円（前年対比75.8%）となりました。一方、管内では高齢化の進展と人口流出が続いており、長期共済の保有高は505億1千9百万円減少の9,484億5百万円（前年対比94.9%）となりました。

短期共済新契約高掛金は、16億2千万円（前年対比96.4%）となりました。

3 購買事業

生産資材の供給高は、63億7千1百万円（前年対比95.9%）、生活物資の供給高15億1千8百万円（前年対比70.2%）となり、購買品全体での供給高は78億9千万円（89.6%）となりました。以下、各部門での取組み状況です。

【生産資材】

県下統一肥料への品目集約、肥料・床土・培土の工場直送や自己取り件数の拡大などにより生産コスト低減と品質向上に向けた土づくり肥料の推進に取り組みました。また、鳥獣被害対策への取り組みとして電気柵・わな等の普及促進に努めました。

【農業機械】

生産コスト低減に向け、農作業の省力化や農機具の過剰投資抑制・機械寿命延長への支援として、「低コストトラクター」の周知・拡販に努めるとともに、農業者の整備技術向上に向け、セルフメンテナンス講習会を開催しました。また、「上越市スマート農業プロジェクト」への共同実証機関として参加することにより、各種技術情報の収集に努めました。

【店舗生活・農産加工】

エコープマーク品などを中心に安全・環境に配慮した食品の提供、安心して暮らせる地域生活の支援に努めました。組織購買では、お茶・缶飲料、正月食品・みかんなどの国内産農畜産物の提供を行いました。農産加工では、上越地域の農産加工品の拡大に取り組みました。

【自動車】

安全支援装置付き車輛の普及とそれに対応する技術者育成（8名）を実施しました。

業務の効率化を図るためにカーセンター上越（販売部門）を中央自動車整備工場（カーセンター中央）内に移転しました。

地域農業振興の取り組みとして南自動車整備工場（カーセンター南）において農機センター頸南との共同施設利用を開始しました。

【給油所・ライフサービス】

石油事業では、美化・活性化コンテストへの参加や内部研修会実施、各キャンペーンによる利用者サービ

スの向上に努めました。また、利用者台帳活用による灯油、免税軽油の計画配送に努めました。

LP ガス事業では、法定保安業務の適正実施とともに LP ガス無線式安全化システムの切替えに取り組みました。

4 販売事業

令和元年産米の仮渡金は、JA 独自の多様な品揃えによる「需要に応じた米づくり」に取り組み、事前契約による販売を実施できる見通しから、前年産に引き続き一定水準の単価を確保できました。なお、出穂期での高温登熟の影響などからコシヒカリを中心に著しい品質低下となったため、特例的に下位等級の仮渡金の追加払いを実施しました。

販売面では、事前契約によりほぼ全量、販売契約を終えています。歯止めの効かない消費減退や主食用米における用途別の需給バランスのミスマッチなどから、令和2年産に向けての生産動向や需給状況は不透明な見通しとなっています。そのような需給環境に的確に対応し安定所得を確保するため、「こしいぶき」「つきあかり」「みずほの輝き」の生産拡大と、「コシヒカリ」を加えた JA 独自の複数年契約提案を行いながら「需要に応じた米づくり推進大会」を開催するなど他産地に先駆けた取り組みを積極的に展開しました。一方では、地域の特色を生かした「こだわり米」の区分集荷に対応しながら求評懇談会の開催や実需者への営業活動を継続的に実施し、えちご上越米の販売促進に取り組みました。

大豆は、水稻への転換などにより作付面積が減少しており、元年産は前年比 87% (11,886 俵) の集荷実績となりました。品種別では、「エンレイ」から「里のほほえみ」への転換が進み、「里のほほえみ」の作付割合が 84% (前年 74%) を占めました。販売面では、主産地 (東北・九州) の作柄不良の影響から前年産繰越在庫が減少傾向にあり、販売は堅調に推移しています。

そばの作付面積は前年並みであったものの収穫期における長雨等の影響もあり、集荷量は前年比 60% (1,348 袋/22.5 kg)、販売面でも他産地が豊作となったことから平年より低調な取引となりました。

販売品全体では、販売品販売高 100 億 3 千 4 百万円 (前年対比 90.3%) となりました。

5 指導事業

【農家支援・営農振興】

農業生産の拡大と所得増大を目指して、収入増につながる販売戦略、生産コストの低減に向け、行政・再生協議会との連携のもと「需要に応じた米づくり」を推進するとともに、水田活用米穀や園芸品目の作付けを進めることで「水田フル活用」に取り組みました。契約栽培の強化により多収性品種「つきあかり」の作付けは約 947ha (前年比 1.4 倍) に、「みずほの輝き」は約 1,137ha (前年比 1.15 倍) に拡大し、「コシヒカリ」を新たに追加した JA 独自の複数年契約 (18.5 万俵) の取り組みとあわせて、実需者の要請に的確に対応することで農家所得の確保に努めました。

大豆の栽培面積は 440.0ha で前年より 85.5ha 減少しました。7月下旬から8月中旬の高温により品質がやや不良となりましたが、収穫口スの少ない品種「里のほほえみ」の導入拡大により収量は平年並みとなりました。

そばは中山間地域を中心に 209.8ha が栽培されました。8月下旬の日照不足と9月から10月にかけての台風の影響による脱粒がみられ、品質・収量ともやや不良となりました。

園芸では、重点品目の「えだまめ」において、生産者自身が品質を確認できる機会を増やすことによる製品率の向上と、あわせて選別能力を高めることを目的にサテライト選果場を2ヶ所設置し、更なる振興を図りました。また、えだまめ後作のプロッコリー、加工キャベツの作付けも拡大されたものの、8月の定植後の少雨や10月の台風、秋冬野菜全般の相場安などの影響もあり、園芸全体の販売額としては販売計画比 83.3% の約 3 億 5 千 8 百万円となりました。中山間地域では、山菜やクルミの集出荷拡大ほか、かぼちゃの作付拡大に取り組みました。

オープン2年目の「上越あるるん村」では、来場者 (レジ通過者) が 79 万人を超え、地域の交流拠点・情報発信基地の役割を發揮するとともに農業の6次産業化と園芸振興に取り組みました。また、上越地域の観光施設や市、観光コンベンション協会との連携により、誘客活動に取り組み、徐々に観光客の増加が図られました。

「あるるん畑」では、来店者の増加により、買取販売は増加しましたが、委託販売は野菜の作柄や市況に左右され、春以降の相場安や夏の猛暑、記録的な少雪の影響から雪下・雪室野菜の減少などにより取り扱いは減少しました。

「あるるんの杜」では、レストランメニューや加工品販売を通して上越野菜を PR するとともに、管内の小学校等への出前授業や農業体験を通じて食農教育の推進を図りました。

畜産では、素牛や乳用初妊牛価格、飼料価格の高騰に加え、新型コロナウイルスの影響による肉牛相場の極端な落ち込みなど一層厳しさを増しています。飼料費の削減対策としては稲 WCS において、梱包機増設による適期収穫での品質向上と地元での供給体制強化に取り組みました。また、専任職員を1名配置し畜産

農家の後継者育成と労働環境改善に努めました。厳しい環境下において 農家の廃業等もあり販売高は計画比約91.1%の約3億5千5百万円になりました。

【生活活動】

食農教育活動として、小学生親子を対象に「ちゃぐりん道場」を4回実施し、食と農に対する理解促進を図りました。また、支店や学校を会場にし、8支店でキッズスクール「えこもりん'Sクラブ」を開催しました。

女性部では食の安全・安心に関する学習会を行うとともに、直売所や食育実践セミナーなどで一般消費者に向けた情報発信や、小学校へへの出前講座により地産地消料理の指導を行いました。

地域活性化の取り組みとしては、独身男女の出会いの場を提供する「こころときめきイベント」を年4回実施し、10組のカップルが誕生しました。8月実施のイベントでは青年部と連携開催し、地元生産物のPRを行いました。さらに、ママさん・小学生のバレーボール大会、幼年野球大会を通じてJAの事業活動について情報発信を行いました。

組合員・地域住民の健康寿命延伸に向けて取り組む「健康寿命100歳プロジェクト」として、健康増進のための健脚ツアーを2回実施し105名が参加しました。併せて、上越総合病院・けいなん総合病院を会場に、「元気もりもり教室」を2回コースで実施しました。また、病気の早期発見・早期治療に継げるため、人間ドックの推進を行った結果約640名が受診しました。

6 高齢者福祉事業

行政受託の介護予防事業および介護保険事業を通じ、自助・互助・共助・公助がバランスよく機能し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、地域・組織に対して介護予防や介護の研修会・相談会を実施しました。

認知症について理解を深めてもらうために、認知症サポーター養成講座を開催しました。(サポーター累計1,709名、うち令和元年度取得123名)

行政受託の地域支え合い事業では、高田地区と直江津地区で介護予防に取り組みました。

デイホーム三郷・ふれあいの里の介護保険施設利用者の心身機能訓練として、上越あるるん村で買い物や食事を実施しました。

介護技術の向上とサービスの平準化を図るために介護技術研修会などを実施し、利用者とその家族から満足してもらえるサービスの提供に努めました。

介護予防や助けあい組織で行っている取り組みを、広報えちご上越や日本農業新聞、イベントなどで広く発信しました。

7 利用事業

【葬祭部門】

組合員および利用者満足度の向上に努め、昨年度より78件多い1,121件の葬儀件数を取り扱い、このうちホール葬儀は87%以上の利用をいただきました。

会報誌「虹のたより」を4回発行し、催事及び葬儀の内容を掲載しました。

「なおえつ・あらいホール」に家族葬祭壇を新たに設置したことにより、全ての虹のホールが小規模葬に対応できるようになりました。

今年度も大学講師を招き「葬祭学」についての勉強会を新井、板倉支店にて開催するなど寄り添う心を大切に選んでいただけるセレモニーサービスを目指して満足度の向上に努めました。

8 宅地等供給事業

各支店・ローン営業センター等と連携を図りながら、組合員の土地等に関する相談への対応を行い、売買・賃貸等について仲介による取引促進に取り組めました。

組合の対処すべき重要な課題

<農業者の所得増大に向けて>
 ・「えちご上越米」の販売対策強化
 ・地産地消、6次産業化への取組み
 ・生産コストの引き下げ

・中山間地域等の地産地消対策
 <持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて>
 ・営農経済事業の収益力向上・収支改善
 ・支店機能の再編成

<農業生産の拡大に向けて>
 ・水田のフル活用による農地の維持
 ・担い手対策、出向く体制の強化
 ・園芸振興による生産・販売強化
 ・園芸・畜産におけるブランドづくり

<地域活性化に向けて>
 ・JA事業を通じた暮らしへの貢献
 ・地域コミュニティの活性化
 ・組合員とのつながり強化
 ・広報活動の積極的展開

<コンプライアンス体制の強化に向けて>
 ・法令順守・内部ガバナンスの強化・監査機能の強化
 ・組合員・利用者の信頼に応えられるJAづくり

4. 事業活動のトピックス

平成31年

3月

- 1日 令和元年度 定期人事異動辞令交付式
- 11日 第1回 理事会
- 20日 監事監査(決算期末帳簿等)(~4月12日)
- 21日 第14回 あるるん畑利用組合通常総会
- 25日 第1回 監事会
- 27日 第18回 女性部総代会
- 29日 第2回 理事会

4月

- 1日 第1回 経営管理委員会
令和元年度 新採用職員入組式
- 3日 園芸拡大推進大会
- 4日 第16回 助けあい組織総会
- 8日 JA全国監査機構期末監査(~12日)
- 17日 地域別農家組合長・総代合同会議(~18日)
- 19日 第2回 監事会
- 26日 第2回 経営管理委員会
第3回 理事会
第3回 監事会

令和元年

5月

- 19日 第13回 JAえちご上越杯ママさんバレー
ボール大会
- 29日 第4回 理事会
第4回 監事会
第5回 監事会
- 30日 第18回 通常総代会
第3回 経営管理委員会
第4回 経営管理委員会
第5回 理事会
第6回 監事会

6月

- 11日 青年部本部総会
- 18日 第6回 理事会
- 24日 第7回 監事会
- 27日 第7回 理事会
- 29日 第16回 JAえちご上越旗争奪幼年野球大会

7月

- 9日 生活文化活動「そらのレストラン」上映会(~12日)
- 10日 女性大学「さくらカレッジ」6期生入学式
- 24日 JAえちご上越米 求職懇談会
- 30日 県常例検査(事務所監査)
- 31日 第5回 経営管理委員会
第8回 理事会

8月

- 6日 監査法人期中監査(~9日)
- 7日 女性部本部役員と経営管理委員・理事との懇談会
- 19日 監事監査(上期仮決算期中帳簿)(~23日)
- 20日 第9回 理事会
- 26日 第8回 監事会
- 30日 第10回 理事会

9月

- 2日 令和元年産米 初検査(吉川区梶倉庫)
- 17日 第11回 理事会
- 20日 第9回 監事会
- 27日 第12回 理事会
- 28日 第8回 JAえちご上越杯小学生バレー
ボール大会

10月

- 4日 第13回 理事会
- 5日 第19回新米まつり
- 26日 農協まつり開催(~11月10日:全16会場)
- 28日 第14回 理事会
第10回 監事会
- 29日 第6回 経営管理委員会

11月

- 1日 監事監査(資産査定)(~13日)
- 14日 監事監査(10月末仮決算期中帳簿)(~21日)
- 26日 監査法人期中監査(~29日)
- 28日 第15回 理事会

12月

- 1日 第18回女性部活動発表交流会
- 13日 第11回 監事会
- 26日 第7回 経営管理委員会
第16回 理事会
第12回 監事会

令和2年

1月

- 16日 第13回 監事会
- 24日 令和元年度 集落座談会(~2月7日:全
398会場)
- 30日 第17回 理事会
第14回 監事会

2月

- 3日 監事監査(資産査定)(~20日)
- 8日 需要に応じた米づくり推進大会
- 17日 監査法人期中監査(~20日)
- 21日 支店協同活動委員会委員長会議
- 26日 第8回 経営管理委員会
第18回 理事会
- 28日 監査法人期末監査
監事監査(期末棚卸)

5. 農業振興活動

J Aえちご上越では、以下の取組みを進めています。

高品質・良食味米の生産

最高気温が40度を超える異常気象に見舞われた令和元年産米の上位等級比率は全体で約31.3%、「コシヒカリ」においては10.3%と深刻な品質状況となり、収量においても作況指数97のやや不良となりました。令和2年産米の品質回復と収量確保に向け、異常気象に強い米づくりを重点的に進めるため、地域農業振興積立金を活用した「土づくり資材」の助成に取り組みました。なお、日本穀物検定協会による食味ランキングでは、上越地区のコシヒカリが7年連続で最高位の特Aの評価を得ました。

担い手農業者育成

農地中間管理事業の利用を進め、担い手へ約392haの農地が集積されたほか、農業簿記システムを活用した経営支援や各種制度の申請手続きを支援しました。また、農業機械部門と連携した安全講習や免許講習会を開催し、農作業安全対策を行いながら農作業事故の防止と労働保険の加入を推進しました。

安全・安心な農産物と食生活

食料の安全安心対策として、栽培履歴記帳の徹底と農業生産工程管理（GAP）に取り組みました。

広報誌や地域コミュニティー誌では、安全・安心な農産物の生産・供給や食農教育、環境保全型農業に関することなどを特集し、多くの皆様より関心をいただきました。

また、安全・安心な食生活推進（食ネット）活動では、食の安全・安心の重要性を地域、家庭、次世代に伝えるため、各種イベント、学習会・研修会を行うなど、地域全体が食と農業の関わり合いに関心を持ち、地産地消に繋がるような運動を続けています。

6. 地域貢献活動

社会貢献活動と地域貢献情報

1 地域の高齢化の支援

行政と「高齢者等見守り支援ネットワーク」の協定を締結し、職員が日常業務を通じて、地域における高齢者等の見守り支援を行っています。

休日でも気軽に介護福祉の相談ができる体制を整備したほか、行政やJA厚生連と連携して、介護予防・生活支援事業を充実させています。

各地域の「助けあい組織」を通じて、施設ボランティアや高齢者宅への定期訪問、ふれあい集会の開催など、地域で健やかに暮らし続けられる支援を行っています。

2 教育・文化振興の支援

映画「そらのレストラン」の上映会を開催し、多くの組合員・地域の皆様からご鑑賞いただきました。上映会場において、地元の児童福祉に役立てていただくため募金箱を設置し、皆さまからお寄せいただいた募金32万5千円を児童養護施設に寄付させていただきました。

食農教育活動として、学校や地域と連携し食に関する出前講座を開催し、農畜産物に関する情報を提供しました。また、小学生を対象とした体験教室「ちゃぐりん道場」を開催し、収穫体験や地場農産物を活用した料理実習を通じ、食と農に対する理解を深める取組みを進めています。

3 地域を支えるボランティア活動

組合員とその家族や地域の方々がお互いに力を合わせ、助け合いを通して安心して暮らせる心豊かな地域づくりを目指して、各地域の「助け合い組織」活動において激励絵手紙・声掛け安否確認・施設ボランティア等の活動を行っています。また、次代を担う地域の子供たちの安全確保の一助として、「こども110番」活動を継続して行っています。

当JAは「消防団協力事業所」の認定を受けており、消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化にも寄与しています。

4 健康増進運動

地域全体の健康づくりの一助となるべく、ＪＡ厚生連・行政機関と連携した健康教室の開催や人間ドック受診者のとりまとめ・助成を行ったほか「ＪＡえちご上越旗争奪幼年野球大会」「ＪＡえちご上越杯小学生バレーボール大会」や「ＪＡえちご上越杯ママさんバレーボール大会」の開催等、様々な世代の多くの方々に参加いただきました。

5 地域社会づくり

健康で明るく豊かな地域社会づくりや地域の要望を取り入れた事業展開を目的とし、支店を中心に組合員や地域の皆さんと共に「支店協同活動委員会」を設置し、感謝祭・夏まつり、農政講演、文化活動など、地域の特色を活かした活動を各地で実施しました。

6 情報提供活動

広報誌「えちご上越」を毎月発行し、安全・安心な食に関する情報提供や地域の話題と青年部・女性部の活動を掲載しています。また、ディスクロージャー誌の発行、ホームページ・Facebook（フェイスブック）による情報提供や地域のコミュニティFM局のラジオ番組に出演し、ＪＡでの取組み内容について積極的に情報を開示しています。

地域密着型金融への取組み

農業メインバンクとして、多様化する農業者の資金ニーズに対応できる融資担当者を育成し、農業融資体制の強化に努めています。また、営農部門との事業間連携体制を整備し、以下のようにＪＡの総合力を活かした対応を進めています。

- ・担い手農業者や農業法人への定期的な訪問活動の実践
- ・農業簿記システムを活用した記帳支援と税務申告および経営診断等の支援
- ・融資担当者、農業融資相談員の専門資格取得による対応力の強化

地域からの資金調達・資金供給

当ＪＡでは、組合員の皆様はもとより、上越市・妙高市・関連機関など、地域に関わる多くの方々の資金を、信頼のもとお預かりしています。

それを、資金を必要としている組合員を中心とした利用者の皆様にご融資し、生活向上・事業運営を金銭面から助力しています。農業専門金融機関としても、地域農業振興に対応できる各種資金の提供と融資相談機能を充実させ、組合員・利用者の皆様の豊かな生活創造に貢献しています。

また、総合事業を行っているＪＡだからこそ出来るトータルサービス等の提供はもとより、地域の利用者のご理解とご協力に対し、健康・福祉・環境・文化等の面で、感謝の意を少しでも還元できるような組織運営に努めています。

1 地域からの資金調達の状況 (単位：百万円)

区 分	残 高
組 合 員 等	251,997
そ の 他	52,321
合 計	304,319

2 地域への資金供給の状況 (単位：百万円)

区 分	残 高
組 合 員 等	49,714
地方公共団体	5,032
そ の 他	8,304
合 計	63,051

3 主な制度融資取扱状況

(単位：百万円)

種 類	件数	残 高	概 要
日本政策金融公庫資金	156	960	農業に係る幅広い資金需要をカバーしている日本政策金融公庫の資金で、ＪＡが窓口となり、長期・低利で貸し付けます。
農業近代化資金	100	460	施設・設備の近代化や規模の拡大等に対し、行政の利子補給によりＪＡが低利で農業者に貸し付けます。

7. リスク管理の状況

総合リスク管理方針

当JAは、組合員・利用者の皆様に安心してJAを利用していただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

そのために、内部統制の4つの目的である「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令遵守」、「資産の保全」に関する内部統制の整備構築とその運用を基に、部署単位に発生するリスクはもとより、JA全体に係るリスクを総合的に管理し、健全かつ適正な業務運営を行うための態勢を整備しています。

また、この総合リスク管理方針に基づき、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理にとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理等を通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めています。

1. リスク管理の対象範囲

本方針で管理するリスクとは、リスクの把握・コントロールまで含めた広義の意味であり、内部統制ならびにコンプライアンスを包含したリスクマネジメントを行うことです。

従って、内部統制、情報セキュリティ、個人情報保護、不祥事未然防止、危機管理、信用事業のリスク管理、その他各事業損失リスク等を含むJA全体のリスクを対象としています。

2. リスク管理の方法

(1) リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行っています。

(2) リスク量の計測が困難なリスク等については、その内容を定性的に分析し、内部統制の整備・運用をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化しています。

3. 環境変化への対応

経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行うとともに、リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえでリスクコントロールを行っています。

4. 方針の検証と見直し

経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実効性については不断の検証を行い、必要に応じてこの方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行います。

信用事業リスク管理の体制

金融市場の国際化や金融商品の複雑化など、信用事業は様々なリスクに直面しています。このような状況下で、いかに収益の向上と健全性の維持を図っていくのか、当JAにおいても大きな課題となってきました。

そこで、個々のリスクを別々に管理するだけでなく、統括的にリスクコントロールをすることにより、組織全体として許容できるリスクなのかを判断し、機動的な組織運営につなげることを目標として、内部管理態勢の構築を進めています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、四半期に一度開催する「ALM委員会」を中心とした厳正な信用リスク管理体制を構築し、個別与信管理と与信ポートフォリオ管理の最適化に取り組んでいます。

■ 個別与信管理

個別案件の審査については、与信の原則（公共制・安全性・収益性・成長性・流動性）のもと、支店と総合リスク管理部が連携して審査基準に則った厳正な審査を行っています。また、大口与信については、ガバナンス強化の観点より「理事会」において分析・検討を行い、与信供与の可否を決定しています。与信実行後についても、返済に支障が出ている信用供与先に対しては、地域金融機関として貸出条件緩和などの措置をとり、再生支援と回収の両立に努めています。

■ 与信ポートフォリオ管理

与信ポートフォリオ管理とは、個別与信が特定の業種などに集中することにより、一度に多額の損失を被るリスクを管理するもので、業種はもとより債務者別・格付別・用途別などの多面的な角度から信用リスクの状況を把握しています。

与信ポートフォリオ管理を有効的なものとするため、将来のリスク予想額を統計的に予測する基礎となる、過去の信用供与先の経営悪化や破綻などのデータベースの蓄積・整備を進めています。

■ 資産の自己査定

自己査定とは、JAの保有している資産について、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度を判定し、決算における適正な償却・引当に資するとともに、業務の健全かつ適正な運営を確保することを目的に行っています。

当JAでは、「資産査定要領」「資産査定事務要領」に基づいて実施し、一次査定は支店を含めた業務担当部署が二次査定は総合リスク管理部が監査は監査部が行っており、資産の健全性確保に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

当JAでは、市場リスクにおいても「ALM委員会」を中心としたリスク管理態勢を構築しているほか、「余裕金運用規程」「余裕金運用取扱要領」において、運用対象・限度額・格付制限などを設け、収益力の向上に繋がる市場取引の実施とリスクコントロールの両立に努めています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。資金繰りリスクとは、運用と調達 mismatches や 予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当JAでは、資金繰りリスクに対しては、運用・調達について「ALM委員会」において月次の資金計画を作成し、それに沿って換金性の高い流動性資金を一定水準以上確保しています。また、市場流動性リスクに対しては、金利為替相場の見通しやリスク状況を勘案し、環境の変化を踏まえたリスク管理を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、事務・システム・人的・リーガル・有形資産などを要因とするもので、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は対外的な事象による損失を被るリスクのことです。

■ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、事故・不正を行う、お客さまに対する説明義務などを怠るなどといった行為から発生するリスクです。当JAでは、各事業規程を中心とした業務マニュアルを設定しているほか、業務研修会を開催して、事務水準の向上と正確性の確保に努めています。また、監査部において、規程・マニュアルに沿った事務を実行しているか、厳正な内部監査を実施しています。

なお、組合員等利用者からの相談・苦情等に対しては、迅速・公平かつ適切に対処するため、体制・役割等を定め、円滑な解決を図るとともに利用者に対する説明責任を果たし、業務の改善と利用者満足の上昇に役立て、当JAの業務への利用者の信頼性を確保することを目指しています。

■ システムリスク管理

システムリスクとは、当JAが保持している情報の改ざんやシステムの不正使用・誤作動などにより損失を被るリスクです。組合員をはじめとした利用者の皆様の情報を処理し、サービスの向上を図るためにシステムを構築しており、コンピュータシステムの重要度は年々高まっています。そのため、総合リスク管理部にてネットワークシステムの管理を行うとともに、JA新潟電算センター・新潟県信用農業協同組合連合会などとシステムの安定化に努めています。

■ 人的リスク管理

人的リスクとは、労務問題や職場の安全環境などを原因とする損失に対するリスクです。総務部が中心となり、リスクの軽減に取り組んでいます。

■ リーガルリスク管理

リーガルリスクとは、法令の制定・改正や判例の変更により、業務が法令に抵触しないか管理するものです。JAグループとして、新潟県農業協同組合中央会や新潟県信用農業協同組合連合会などと連携して、

随時法令に準じた定款・規程類の整備・周知を行い、リーガルリスクの軽減化に努めています。

■ 有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、自然災害やJAに対する犯罪行為（強盗など）により損害を被るリスクです。近年、金銭の絡む犯罪が多くなってきており、当JAとしても看過できない状況になってきています。そこで、「災害等対応規程」などを設定し、リスクの削減に努めています。

内部監査体制

被監査部門から独立した監査部が、年度毎に理事会にて決定する「内部監査計画」などに基づいて、本店、支店・出張所、施設の内部監査を実施しています。定期または無通告で実施し、事務の正確性・合理性・効率性と財産の健全性について適正指導を行っています。監査結果・指摘事項とそれに係る各部門からの改善策は、理事会と経営管理委員会はもとより内部会議にて周知を図り、経営の信頼性の向上に取り組んでいます。

内部統制整備に向けた取組方針

当JAは、法令遵守の徹底による経営の信頼性確保と品質の向上を目指し、事業活動の目的達成のため、全役職員が一丸となって内部統制システム構築に取り組む、併せてコンプライアンス体制の取組強化並びに業務の改善、効率化を目指します。

このため、下記の事項に関して内部統制基本計画を定め、内部統制システムの整備を目指します。

1. 組合の内部統制が有効かつ効率的に機能するよう、組合組織の体制、活動、ITを適切な仕組みに整備、全職員に周知徹底を図り運用する。
2. 決算・財務報告などの重要なプロセスについて、業務の流れ、統制上の要点を可視化し、内部統制の整備状況を把握する。
3. 内部統制の整備状況および運用状況について、適切に評価を実施し検討を行う。
4. 組合全体の統制活動の評価、業務プロセスの評価を通じて抽出された改善点について継続的な業務活動の取組を行う。

法令遵守の体制

1 コンプライアンスの基本方針

当JAでは、社会的責任と公共的使命を果たし、地域金融機関として皆様から信頼いただける組織を目指し、組合自らの力によって、不公正な商慣習、問題ある取引慣行、違法行為、規程違反などを事前に発見し、主体的に解決するとともに、そうした事態が起こらないような組織体制を構築し、より一層倫理的な組織文化を構築することを目的に、コンプライアンス体制の整備に努めています。

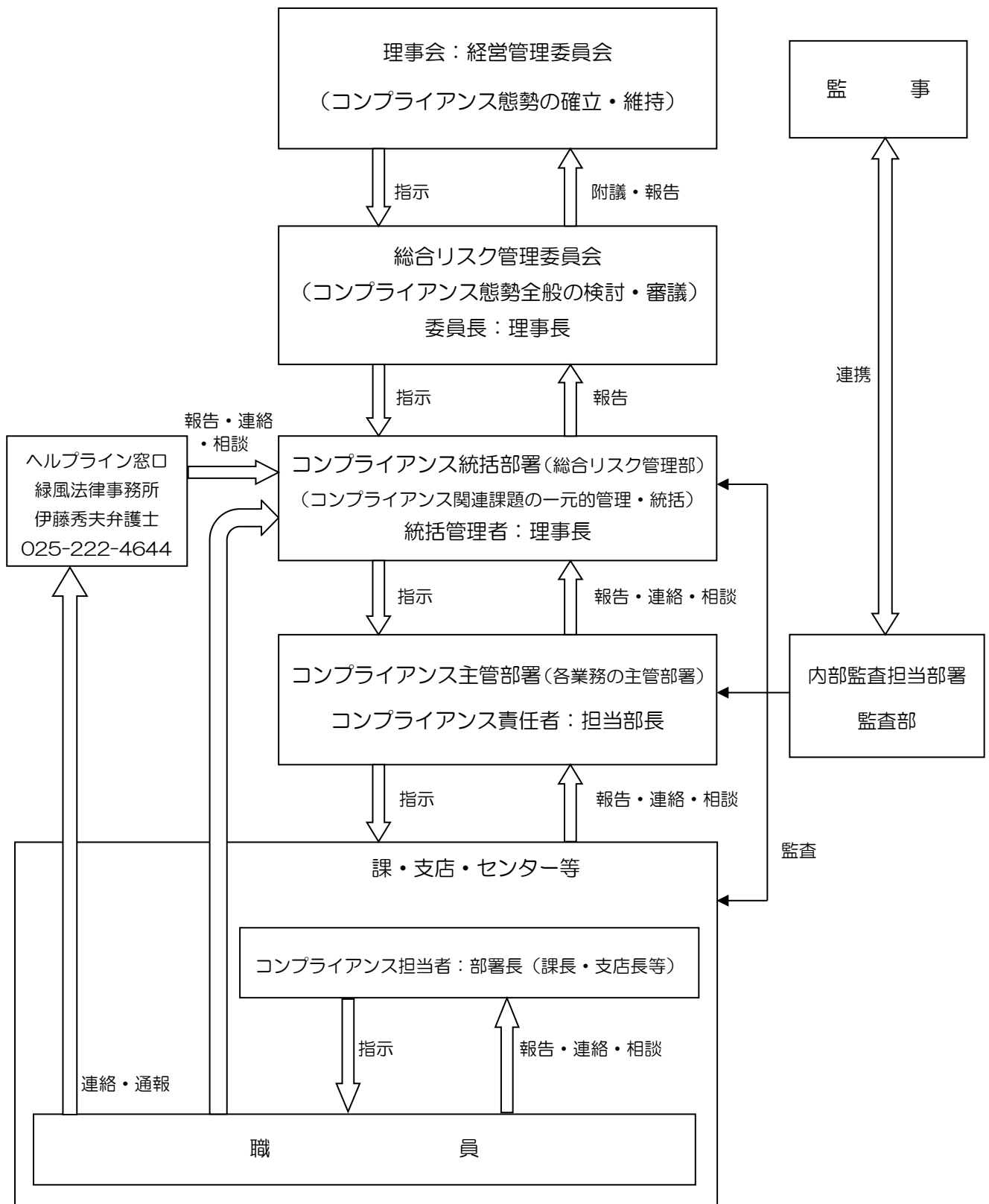
2 コンプライアンス運営態勢

当JAでは、コンプライアンスの基本方針を経営管理委員会にて決議するとともに、コンプライアンスの基本事項を「コンプライアンス規程」に定めています。また、理事長を委員長とする総合リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進事項などを決定しています。

管理態勢については、理事長がコンプライアンス業務全般を統括し、総合リスク管理部が統括部門として苦情・相談などの管理業務を行っています。本店および各支店・出張所、施設には、コンプライアンス担当者を配置し、各業務をコンプライアンスの観点からチェックしています。

具体的な実行項目については、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を設定するとともに、各部署において「内部統制定例定着化会議」を開催し、業務毎の問題点を共有化して、職員全体の意識の向上に努めています。

3 コンプライアンス推進体制図



4 個人情報保護・顧客保護の取組み

当JAでは、組合員・利用者の皆様の個人情報を大切な財産と認識し、適正な使用・管理を明示した「えちご上越農業協同組合個人情報保護方針」を策定し、ホームページへの掲載や店頭のパスター貼付などにより公表しています。職員に対しては、「個人情報取扱規程」を中心に個人情報の開示や苦情に係る規程を整備し、さまざまな機会において教育・指導を反復し、個人情報の適正な管理を行っています。

また、金融商品の高度化・複雑化にともない、元本割れリスクなどがある商品が多くなってきたことから、「JAバンク利用者保護等管理方針」及び「金融商品の勧誘方針」を定め、それらに沿った営業を行っています。

えちご上越農業協同組合個人情報保護方針

えちご上越農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定しうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取り扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取り扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われる場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

えちご上越農業協同組合情報セキュリティ基本方針

えちご上越農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運営にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

JAバンク利用者保護等管理方針

えちご上越農業協同組合（以下「当JA」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

なお、本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当JAとの間で事業として行われるすべての取引」をいう。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

金融商品の勧誘方針

JAえちご上越は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識・経験・財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

5 マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAでは、マネー・ローンダリングや社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引排除および窓口等への介入への対応に関し、当JA全体として対応を進めるべく、基本対応、態勢等に関する事項を定め、当JAの健全な経営を確保します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

えちご上越農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつかまて、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

6 金融円滑化にかかる基本的方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめ地域の皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、最も重要な役割のひとつとして位置づけ、組合員・利用者の皆様からのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、組合員・利用者の皆様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、経営改善への取組みをご支援できるよう努めてまいりました。

「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末をもって期限を終了しましたが、引き続き真摯かつ丁寧に対応してまいります。

金融円滑化にかかる基本的方針

当JAえちご上越（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 信用・共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

（当JAの苦情等受付窓口）

店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号
001	埴 金融課	025-527-2020	015	谷浜支店	025-546-2331	101	安塚支店	025-592-2019	302	新井支店	0255-72-2260
	金融課		025	富岡出張所	025-523-5330	110	浦川原支店	025-599-2331	307	泉 支店	0255-75-2322
002	和田支店	025-524-2701	027	上越支店	025-524-6444	120	大島支店	025-594-3346	312	中郷支店	0255-74-2033
003	中央支店	025-524-3930	030	三和支店	025-532-2311	202	はまなす支店	025-536-2283	313	板倉支店	0255-78-2311
005	春日支店	025-523-2885	035	清里支店	025-528-3131	211	大淵支店	025-534-3121	316	関山支店	0255-82-2002
010	有田支店	025-543-2661	040	牧 支店	025-533-6121	221	頸城支店	025-530-2321	320	妙高高原支店	0255-86-3121
011	八千穂川支店	025-531-0717	051	名立支店	025-537-2211	231	吉川支店	025-548-2323			

上記店舗のほか下記の窓口でも受け付けます。

- （信用事業）JAバンク 相談・苦情等受付窓口 本店金融共済部 融資課（TEL025-527-2002）
（共済事業）JA共済 相談・苦情等受付窓口 本店金融共済部 共済課（TEL025-527-2022）

なお、当 JA のほかご利用の皆さまからの相談・苦情等について、信用事業は一般社団法人 JA バンク相談所にて、共済事業は JA 共済相談受付センターでも受け付けています。

■ 信用事業

- 一般社団法人 JA バンク相談所（TEL03-6837-1359）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（祝日および金融機関の休業日を除く）

■ 共済事業

- JA 共済相談受付センター（TEL0120-536-093）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土日・祝日および 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）

2 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

■ 信用事業

- 新潟県弁護士会示談あっせんセンター（TEL025-222-5533）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- 東京弁護士会紛争解決センター（TEL03-3581-0031）
受付時間：午前 9 時 30 分～午前 12 時 午後 1 時～午後 3 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- 第一東京弁護士会仲裁センター（TEL03-3595-8588）
受付時間：午前 10 時～午前 12 時 午後 1 時～午後 4 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- 第二東京弁護士会仲裁センター（TEL03-3581-2249）
受付時間：午前 9 時 30 分～午前 12 時 午後 1 時～午後 5 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）

下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という。）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める「現地調停・移管調停」という方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により共同して解決にあたります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は、全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容については、一般社団法人 JA バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

■ 共済事業

- 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（TEL：03-5368-5757）
（URL：<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）
- 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
（URL：<http://www.jibai-adr.or.jp/>）
- 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
（URL：<http://www.n-tacc.or.jp/>）
- 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
（URL：<http://www.jcstad.or.jp/>）
- 日本弁護士連合会 弁護士保険 ADR
（URL：<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

8. 自己資本の状況

自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和2年2月末における自己資本比率は、14.32%となりました。

経営の健全性確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員からの普通出資金によっています。

◇ 普通出資による資本調達手段

項目	内容
発行主体	えちご上越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,702百万円（前年度 7,798百万円）

自己資本比率の算出に際しては、「自己資本比率算出要領」「自己資本比率算出事務手続」に則り算出しており、信用リスク、オペレーショナル・リスクの適正管理、内部留保の積み上げなどにより、自己資本の充実に努めています。

19年度以降、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総合的に捉え、自己資本と比較・対照し、経営の健全性維持・強化を図っています。

9. 主な事業の内容

組合の主要な業務の内容

1 信用事業

貯金・貸出・為替など、いわゆる金融業務といわれる内容の業務を行っています。この信用事業では、JA・信連・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧表

種類	特 色	預 入 期 間	預 入 金 額	
総合口座貯金	一冊の通帳に、普通貯金・定期貯金がセットでき、必要なお預かりの定期貯金から自動借入ができる口座です。		1円以上	
普通貯金	出し入れ自由で、お財布代わりとして、公共料金などの自動支払、給与・年金などの自動受取口座として最適です。	出し入れ自由	1円以上	
貯定期	大口定期貯金	大口資金を安全・確実にためられる商品です。	1カ月～10年	1千万円以上
	スーパー定期（単利型）	資金を安全・確実にためられる商品です。	1カ月～10年	1円以上

種 類	特 色	預 入 期 間	預 入 金 額
スーパー定期 (複利型)	資金を安全・確実にためられる商品です。 6カ月ごとに複利計算	3年～10年	1円以上
期日指定定期貯金	据置き経過後、いつでも引出しが自由です。 (1カ月前までに通知が必要です。)	最長3年 (据置き1年)	1円～ 300万円未満
変動金利定期	6カ月ごとにお預かり利率が変動します。	1年～3年	1円以上
定期積金	毎月の積立で貯める、積立貯金です。	6カ月～10年	1回当り 1千円以上
譲渡性貯金(NCD)	大口余裕資金の短期運用に有利です。	1カ月～5年	1千万円以上
当座貯金	当 JA の交付した小切手により即時払戻しができます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金	預入金額に応じて、段階的に高い金利が付利されます。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金	まとまった資金の短期運用向けの貯金です。	7日以上	5万円以上
財形貯金	一般財形貯金	勤労者の給料天引き貯金です。	3年以上 1回当り 1円以上
	財形年金貯金	給料天引きで、年金で受取るタイプです。 550万円まで非課税	5年以上 1回当り 1円以上
	財形住宅貯金	給料天引きで、住宅資金作りの積立貯金です。 550万円まで非課税	5年以上 1回当り 1円以上

■ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活関連資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧表

【農業関連資金】

種 類	貸 出 先	資 金 使 途	融 資 限 度 額	融 資 期 間
農業生産資金	組合員で農業者等	農業経営に必要な資金	所要資金の範囲内 (設備資金は原則事業費の80%以内)	短期：1年以内 長期：15年以内 (据置期間含む)
アグリマイティー資金	組合員 農業者等	農業生産・農産物加工・ 地域活性化等	事業費の100%以内	短期：1年以内 長期：原則10年以内、 対象事業により最 長25年以内 (据置期間含む)
担い手支援資金 (アグリV)	JAが担い手と認定し た組合員等	【一般枠】 農畜産物の生産等農業 経営に必要な設備資金 および中・長期運転資 金 【農地取得枠】 農地取得等に必要な資 金	【一般枠】【農地取得枠】 2,000万円以内 かつ事業費の範囲内	【一般枠】 1年～10年以内 (据置期間含む) 【農地取得枠】 1年～20年以内 (据置期間含む)
農機具ローン	満18歳以上でその他 一定の条件を満たし ている組合員	農機具等購入	1,800万円以内 所要額の範囲内	1年～10年以内 (据置期間含む)
サポートA	組合員	農業経営に必要な運転 資金	個人：1,000万円以内 法人等：3,000万円以内 所要額の範囲内	1年以内
農業近代化資金	農業者等	農業経営の近代化を図 るために必要な設備資 金	事業費の80～100% 個人：1,800万円以内 法人：2億円以内 (一部例外あり)	15年以内 (据置期間含む)
上越市農林水産業振興資金	上越市農林水産業振興資金融資要項の定めによる			

○JAバンク利子補給

農業設備・農地購入のため農業資金を借入された方を対象に、その借入負担金利の一部をJAバンク利子補給により軽減し、農業経営の安定化や効率化を支援しております。

○保証料助成

農業資金を借入された方を対象に、その借入に際し新潟県農業信用基金協会へ支払う保証料を「にいがた農業応援プログラム」により助成し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を支援しております。

【事業関連資金】

種 類	貸 出 先	資 金 使 途	融 資 限 度 額	融 資 期 間
一般事業資金	組合員、事業者	事業運営資金	所要資金の範囲内	短期：1年以内 長期：35年以内 (据置期間含む)
賃貸住宅資金	組合員	賃貸住宅の建設・増改築等の資金	所要資金の範囲内	35年以内 (据置期間含む)
地方公共団体等資金	地方公共団体等	短期： 一般財政調整基金又は起債・補助金の繋ぎ資金 長期： 地方債等	短期： 一時借入金の最高額から現在借入額を差し引いた額以内、または確定した起債・補助金の範囲内 長期： 所要資金の範囲内	短期： 1年以内 長期： 30年以内
上越市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
妙高市制度融資	各制度融資要項の定めによる			

【生活関連資金等】

種 類	貸 出 先	資 金 使 途	融 資 限 度 額	融 資 期 間
住宅ローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	土地・住宅の購入、増改築、他行の借り換え	10万円～5,000万円以内	3年～35年以内 (据置期間含む)
リフォームローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	住宅の増改築等の住宅関連設備	10万円～1,000万円以内 所要資金の範囲内	1年～15年以内
フリーローン	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	生活に必要な資金(負債整理資金除く)	10万円～300万円以内 かつ所要資金の範囲内	6カ月～5年以内
ブライダルローン 「マリアージュ」	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	結婚に関する資金	10万円～300万円以内 かつ所要資金の範囲内	6カ月～5年以内
教育ローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する資金	10万円～1,000万円以内 かつ税込年収の範囲内	6カ月以上15年以内(在学期間+7年6カ月以内) (据置期間含む)
マイカーローン	満18歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用等	10万円～1,000万円以内 かつ税込年収の範囲内	6カ月～10年以内
賃貸住宅ローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	賃貸住宅の建設・増改築等の資金	100万円～4億円以内 所要資金の範囲内	1年～30年以内 (据置期間含む)
カードローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	生活に必要な一切の資金	極度額：50万円以内 (10万円単位)	2年(自動更新)
ワイドカードローン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	生活に必要な一切の資金	極度額：50万円超～300万円以内 (年収による制限有) (10万円単位)	1年(自動更新)
一般生活資金	組合員、個人	生活に必要な資金	500万円以内 所要資金の範囲内	短期：1年以内 長期：10年以内 (据置期間含む)
教育資金	組合員、個人	就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する資金	所要資金の範囲内	15年以内 (在学期間+9年) (据置期間含む)
住宅資金	組合員、個人	土地・住宅の購入、増改築、他行の借り換え	所要資金の範囲内	35年以内 (据置期間含む)
上越市制度融資	各制度融資要項の定めによる			

種 類	貸 出 先	資 金 使 途	融 資 限 度 額	融 資 期 間
妙高市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
総合口座貸越（定期担保）	個人	定めない	担保とする定期貯金の90%、かつ300万円以内	期間を定めない

■ 為替業務

全国のJAバンクグループの店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗を為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や、手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできます。

【為替手数料一覧表】

		同一店内	当JA本支店宛	系統金融機関宛	他金融機関宛		
送金手数料			440円/件	440円/件	普通扱（送金小切手） 660円		
振込手数料	窓口利用		文書・電信扱	文書・電信扱	文書扱	電信扱	
	3万円未満	110円/件	220円/件	220円/件	660円/件	660円/件	
	3万円以上	330円/件	330円/件	440円/件	880円/件	880円/件	
	機械利用（CD・定額自動送金）						
	3万円未満	無料	110円/件	110円/件		275円/件	
	3万円以上	無料	220円/件	330円/件		440円/件	
	自動化機器（ATM）利用						
	3万円未満	無料	110円/件	110円/件		275円/件	
	3万円以上	無料	220円/件	330円/件		440円/件	
	JAネットバンク（パソコン・携帯電話）利用						
	1万円未満	無料	110円/件	110円/件		275円/件	
	3万円未満	無料	110円/件	110円/件		275円/件	
3万円以上	無料	220円/件	330円/件		440円/件		
法人JAネットバンク利用（振込・総合振込）							
3万円未満	無料	無料	110円/件		330円/件		
3万円以上	無料	無料	110円/件		550円/件		
代金取立手数料		同地交換 220円/通	隔地間 440円/通		普通扱 660円/通	至急扱 880円/通	
その他の諸手数料		○送金・振込の組戻料				660円/件	
		○取立手形組戻料				660円/通	
		○取立手形店頭呈示料 （ただし660円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。）				660円/通	
		○不渡手形返却料				660円/通	
		○地方税の収納機関への振込 （ただし新潟県内分は無料とする。）				440円/通	

- (注) 1. 機械利用による振込とは、CD等による振込及び定額自動送金です。
 2. ネットバンキングは、インターネット(パソコン・携帯電話)利用による振込です。
 3. 代金取立手数料の同地交換取立手数料は、担保・割引・商業手形に限り適用します。
 4. 本表の金額には、消費税および地方消費税の10%を含みます。

■ 国債窓口販売

国債の、窓口販売の取り扱いをしています。
 国債窓販保護預かり口座管理手数料は無料です。

■ サービス・その他

当 JA では、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどを取り扱っています。

また国債の保護預かり、全国の農協での貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービス提供に努めています。

【サービス・その他商品一覧表】

種 類		サービスの内容
キャッシュサービス	キャッシュカード	カードにより当 JA の本支店・出張所、店舗外キャッシュサービスコーナーはもちろん、全国の JA 店舗で入出金できます。 また全国の「MICS」マークのある提携金融機関および郵便局、コンビニエンス・ストア ATM で貯金のお引き出しができます。ATM ではお引出しに加えてお預入やお振込みなどが手軽にできます。
	法人キャッシュカード	カードによりお引き出し・お振込ができますので、経理事務の効率化にお役立ていただけます。
JAカード		国内でも海外でもサインひとつでショッピングができます。また各種優待サービスもご利用になれます。 ICキャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚になった便利な JA カード（一体型）もご用意しています。
為替サービス	内国為替	振込・代金の取立に、安全・確実・迅速にお応えする全国ネットサービスです。
	自動受取	年金・配当金等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。 お引出しは便利なキャッシュカードでお気軽にできます。
	給与振込	給料やボーナスがご指定の口座へ自動的に直接振り込まれます。また、企業にとっても資金運用の効率化や危険防止に役立ちます。
	定額自動送金	毎月決まった日にご指定の口座へ自動的に一定額をお振込します。 仕送りなどに便利です。
スウィング・サービス (貯蓄貯金振替サービス)		指定日に普通貯金の残高が一定額以上になると、自動的に有利な貯蓄貯金へお振替します。一度の手続で効率的運用ができるサービスです。
自動支払		公共料金や新聞購読料、税金・各種保険料・ローンの返済やクレジット決済などを貯金口座から自動的にお支払します。
NBセンター代金 回収サービス		県内の金融機関が業務提携して、お取引先の顧客(お客様)の売上代金や会費の集金などを、口座振替により安全かつ迅速に回収するサービスです
国債の口座管理		国債の券面は発行されず、国債の保有や取引は金融機関などに開設した国債の取引を行うための口座によって管理されます。 券面の紛失や偽造の心配がなく、購入、売却といった国債の取引は帳簿への記載によってなされ、取引関係なども明確です。
投資信託		たくさんのお客様から集められた資金を一つにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客様さまに還元する金融商品です。

2 共済事業

組合員をはじめ地域住民の生命・財産を守るため、「ひと・いえ・くるま」などを主な対象として、万一の事故や火災・自然災害等に備えた幅広い内容できめ細かな保障をしています。

生活保障点検により、一人ひとりのニーズにあった内容で、地域に密着した事業展開を図っています。

■ 主な共済の種類

終身共済、養老生命共済、定期生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、介護共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、年金共済、傷害共済、建物更生共済、火災共済、自動車共済、自賠償共済、賠償責任共済

3 購買事業

農業生産や生活に必要な資材・物資を安価に提供しています。

4 営農事業

農業生産者から全国の消費地へ安全・安心な農畜産物をお届けするとともに、農畜産物の適正価格での販売に努め、農業経営の安定と所得向上をめざして事業を行っています。

また、「地産地消」の取り組みとして、ファーマーズマーケット（農産物直売所）を通じて、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

さらに、農産物の保管（保管事業）や加工事業による農畜産物の付加価値の創造や、共同利用施設による生産コストの低減（利用事業）など、農業振興を幅広くカバーしています。

5 生活事業

男女共同参画運動や目的・趣味別講座を主とした女性部活動や食育と健康管理活動を主体とした啓蒙活動を行っています。

6 高齢者福祉事業

地域の皆様がいつまでも住みなれたところで健やかに過ごせるよう、介護保険事業者として、居宅介護・訪問介護・通所介護事業などを行っています。

7 宅地等供給事業

JAが主体となった農村地域での宅地分譲や組合員の資産の有効活用の支援を行っています。

貯金者保護の取組み

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

1 「JAバンクシステム」の仕組み

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆様に、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」を運営しています。

「JAバンクシステム」は「破綻未然防止システム」と「一体的事業運営」を2つの柱としています。

2 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンク全体としての信頼性を確保するための仕組みです。再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）に基づき、「JAバンク基本方針」を定め、JAの経営上の問題点の早期発見・早期改善のため、国の基準よりもさらに厳しいJAバンク独自の自主ルール基準（達成すべき自己資本比率の水準、体制整備など）を設定しています。

また、JAバンク全体で個々のJAの経営状況をチェックすることにより適切な経営改善指導を行います。

3 「一体的事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組みをしています。

4 「貯金保険制度」

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

経営資料

I 決算の状況

1 貸借対照表

(単位:百万円)

資 産			負債及び資本		
科 目	令和元年度 (令和2年2月29日)	平成30年度 (平成31年2月28日)	科 目	令和元年度 (令和2年2月29日)	平成30年度 (平成31年2月28日)
1. 信用事業資産	295,750	295,295	1. 信用事業負債	305,849	304,665
(1) 現 金	1,694	1,674	(1)貯 金	304,319	302,453
(2) 預 金	219,282	221,018	(2)借 入 金	962	1,090
系統預金	219,170	220,917	(3)その他の信用事業負債	567	1,121
系統外預金	112	100	未払費用	144	166
(3) 有価証券	10,383	9,883	その他の負債	423	954
国債	3,141	3,424	(4)保証債務	-	-
地方債	578	1,167	2. 共済事業負債	1,374	1,505
政府保証債	207	709	(1)共済借入金	-	42
金融債	-	-	(2)共済資金	713	768
社債	3,442	1,711	(3)共済未払利息	-	0
株式	-	-	(4)未経過共済付加収入	649	680
受益証券	3,013	2,871	(5)共済未払費用	11	14
(4)貸 出 金	63,051	61,523	(6)その他の共済事業負債	0	0
(5)その他の信用事業資産	1,412	1,428	3. 経済事業負債	838	733
未収収益	1,382	1,410	(1)経済事業未払金	585	584
その他の資産	29	18	(2)経済受託債務	232	128
(6)債務保証見返	-	-	(3)その他の経済事業負債	19	20
(7)貸倒引当金	△74	△233	4. 設備借入金	94	127
2. 共済事業資産	1	50	5. 雑負債	793	499
(1)共済貸付金	-	47	(1)未払法人税等	50	26
(2)共済未収利息	-	1	(2)その他の負債	742	473
(3)その他の共済事業資産	1	1	6. 諸引当金	2,684	2,569
(4)貸倒引当金	-	△0	(1)賞与引当金	173	164
3. 経済事業資産	6,282	4,766	(2)退職給付引当金	2,462	2,355
(1)受取手形	1	-	(3)役員退職慰労引当金	36	30
(2)経済事業未収金	1,580	1,202	(4)ポイント引当金	11	18
(3)経済受託債権	4,078	2,889	7. 繰延税金負債	-	-
(4)棚卸資産	359	437	負債の部合計	311,634	310,102
購買品	301	356	1. 組合員資本	18,524	18,374
販売品	10	10	(1)出資金	7,702	7,798
加工品	40	63	(2)利益剰余金	10,876	10,632
葬祭品	5	4	利益準備金	5,485	5,435
その他の棚卸資産	2	1	その他利益剰余金	5,391	5,197
宅地等	-	-	米穀流通対策積立金	100	100
(5)その他の経済事業資産	275	255	高齢者福祉積立金	50	50
(6)貸倒引当金	△12	△17	高齢者対策積立金	100	100
4. 雑資産	2,342	2,015	リスク管理積立金	893	819
5. 固定資産	12,579	13,108	施設整備積立金	500	460
(1)有形固定資産	12,536	13,082	農畜産物販売対策積立金	320	290
建物	18,936	19,110	地域農業振興積立金	26	-
機械装置	5,443	5,566	特別積立金	2,787	2,987
土地	5,872	5,878	当期末処分剰余金	614	390
建設仮勘定	0	4	(うち当期剰余金)	(293)	(249)
その他の有形固定資産	4,307	4,298	(6)処分未済持分	△54	△55
減価償却累計額	△22,024	△21,775	2. 評価・換算差額等	196	143
(2)無形固定資産	42	25	(1)その他有価証券評価差額金	196	143
その他の無形固定資産	42	25			
6. 外部出資	12,695	12,694	純資産の部合計	18,720	18,518
(1)外部出資	12,695	12,694	負債及び純資産の部合計	330,355	328,620
系統出資	12,076	12,076			
系統外出資	590	589			
子会社等出資	29	29			
7. 繰延税金資産	705	690			
資産の部合計	330,355	328,620			

2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (自 平成31年 3月 1日 至 令和 2年 2月 29日)		平成 30 年度 (自 平成30年 3月 1日 至 平成31年 2月 28日)		科 目	令和元年度 (自 平成31年 3月 1日 至 令和 2年 2月 29日)		平成 30 年度 (自 平成30年 3月 1日 至 平成31年 2月 28日)	
1. 事業総利益	7,066	6,994			(13) 利用事業収益	2,547	2,397		
事業収益	17,491	-			(14) 利用事業費用	1,617	1,615		
事業費用	10,424	-			(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)		
(1) 信用事業収益	2,559	2,698			(うち貸倒引当金戻入益)	(Δ0)	-		
資金運用収益	2,369	2,465			(うち貸倒損失)	-	-		
(うち預金利息)	(1,340)	(1,368)			利用事業総利益	929	781		
(うち有価証券利息)	(82)	(124)			(15) 宅地等供給事業収益	1	1		
(うち貸出金利息)	(715)	(744)			(16) 宅地等供給事業費用	0	0		
(うちその他受入利息)	(230)	(228)			(うち貸倒引当金繰入額)	-	-		
役員取引等収益	117	117			(うち貸倒引当金戻入益)	-	-		
その他事業直接収益	18	41			(うち貸倒損失)	-	-		
その他経常収益	52	72			宅地等供給事業総利益	0	0		
(2) 信用事業費用	315	529			(17) 農用地利用調整事業収益	351	376		
資金調達費用	119	146			(18) 農用地利用調整事業費用	343	368		
(うち貯金利息)	(105)	(132)			(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)		
(うち給付補填備金繰入)	(3)	(4)			(うち貸倒引当金戻入益)	(Δ0)	-		
(うち譲渡性貯金利息)	-	-			(うち貸倒損失)	-	-		
(うち借入金利息)	(4)	(5)			農用地利用調整事業総利益	7	7		
(うちその他支払利息)	(4)	(3)			(19) 高齢者福祉事業収益	418	466		
役員取引等費用	29	30			(20) 高齢者福祉事業費用	333	370		
その他事業直接費用	-	9			(うち貸倒引当金繰入額)	-	-		
その他経常費用	166	343			(うち貸倒引当金戻入益)	(Δ0)	(Δ0)		
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-			(うち貸倒損失)	-	-		
(うち貸倒引当金戻入益)	(Δ155)	(Δ12)			高齢者福祉事業総利益	85	95		
(うち貸出金償却)	-	-			(21) その他事業収益	51	52		
信用事業総利益	2,244	2,168			(22) その他事業費用	9	11		
(3) 共済事業収益	1,818	1,968			(うち貸倒引当金繰入額)	-	-		
共済付加収入	1,702	1,841			(うち貸倒引当金戻入益)	-	-		
共済貸付金利息	0	11			(うち貸倒損失)	-	-		
その他の収益	115	115			その他事業総利益	41	41		
(4) 共済事業費用	93	120			(23) 指導事業収入	82	78		
共済借入金利息	0	11			(24) 指導事業支出	203	207		
共済推進費	36	47			指導事業収支差額	Δ121	Δ129		
共済保全費	5	5			2. 事業管理費	6,909	6,851		
その他の費用	50	56			(1) 人件費	5,147	5,072		
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-			(2) 業務費	477	487		
(うち貸倒引当金戻入益)	(Δ0)	(Δ3)			(3) 諸税負担金	179	193		
(うち貸出金償却)	-	-			(4) 施設費	1,068	1,057		
共済事業総利益	1,725	1,847			(5) その他事業管理費	36	40		
(5) 購買事業収益	8,376	9,284			事 業 利 益	156	143		
購買品供給高	7,890	8,801			3. 事業外収益	282	305		
購買手数料	-	-			(1) 受取雑利息	16	15		
修理サービス料	443	440			(2) 受取出資配当金	183	167		
その他の収益	42	42			(3) 賃貸料	29	43		
(6) 購買事業費用	6,852	7,742			(4) 償却債権取立益	0	0		
購買品供給原価	6,385	7,204			(5) 雑収入	52	78		
購買品供給費	260	316			4. 事業外費用	21	34		
修理サービス費	10	13			(1) 支払雑利息	-	-		
その他の費用	194	207			(2) 貸倒損失	-	-		
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(4)			(3) 寄付金	0	0		
(うち貸倒引当金戻入益)	(Δ4)	-			(4) 貸倒引当金繰入額	-	0		
(うち貸倒損失)	-	(0)			(5) 貸倒引当金戻入益	Δ0	-		
購買事業総利益	1,524	1,542			(6) 賃貸等関連費用	18	26		
(7) 販売事業収益	933	940			(7) 雑損失	3	7		
販売品販売高	362	342			経 常 利 益	417	414		
販売手数料	432	466			5. 特別利益	42	315		
その他の収益	138	131			(1) 固定資産処分益	16	2		
(8) 販売事業費用	539	528			(2) 一般補助金	26	313		
販売品販売原価	222	212			(3) 固定資産受贈益	-	-		
販売費	230	226			(4) その他特別利益	-	-		
その他の費用	86	88			6. 特別損失	106	398		
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-			(1) 固定資産処分損	62	57		
(うち貸倒引当金戻入益)	(Δ0)	(Δ6)			(2) 固定資産圧縮損	35	313		
(うち貸倒損失)	-	-			(3) 減損損失	9	27		
販売事業総利益	393	411			(4) その他特別損失	-	-		
(9) 保管事業収益	236	215			税 引 前 当 期 利 益	353	331		
(10) 保管事業費用	72	67			法人税・住民税及び事業税	95	62		
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-			法人税等調整額	Δ35	20		
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(Δ0)			法人税等合計	60	82		
(うち貸倒損失)	-	-			当期剰余金	293	249		
保管事業総利益	164	147			当期首繰越剰余金	147	141		
(11) 加工事業収益	442	496			地域農業振興積立金取崩額	173	-		
(12) 加工事業費用	371	418			当 期 末 処 分 剰 余 金	614	390		
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(0)							
(うち貸倒引当金戻入益)	(Δ0)	-							
(うち貸倒損失)	-	-							
加工事業総利益	70	77							

3 注記表

【令和元年度】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（数量管理品）……………総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

購買品（売価管理品）……………売価還元法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

購買品（個別管理品）……………個別法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売品（売価管理品）……………売価還元法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

加工品（製品、主要原材料）……………総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

葬祭品……………総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

宅地等（販売用不動産）……………個別法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（製品、仕掛品、主要原材料、福祉用具在庫品）……………総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（上記以外）……………最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

2) 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

J A事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

2 表示方法の変更に関する注記

損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は10,045百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	4,556百万円	構築物	630百万円
車両・運搬具	49百万円	機械装置	4,407百万円
土地	92百万円	器具・備品	309百万円

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000百万円を為替決済の担保に、定期預金 2百万円を地方公営企業法施行令第22条の3第2項に基づく担保に供しています。また、建物 185百万円及び土地 76百万円を設備借入金 94百万円の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	0百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	215百万円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	111百万円
理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。	

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はあります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

貸出金のうち、延滞債権額は416百万円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は27百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、443百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引による総額

① 子会社等との取引による収益総額	51百万円
うち事業取引高	28百万円
うち事業取引以外の取引高	22百万円
② 子会社等との取引による費用総額	196百万円
うち事業取引高	0百万円
うち事業取引以外の取引高	196百万円

(2) 減損損失に関する注記

① グループの方法及び共有資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店を含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、セシモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と貴質固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共有資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧なおえつ保倉支店	遊 休	建物、構築物
大島旭ライスセンター	遊 休	建物、機械装置、土地
大島旭倉庫	遊 休	建物、土地

③ 減損損失の認識に至った経緯

旧なおえつ保倉支店、大島旭ライスセンター及び大島旭倉庫は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧なおえつ保倉支店	4,244千円	(建物4,023千円、構築物221千円)
大島旭ライスセンター	3,780千円	(建物1,375千円、機械装置1,382千円、土地1,022千円)
大島旭倉庫	1,235千円	(建物345千円、土地889千円)
合計	9,260千円	(建物5,744千円、構築物221千円、機械装置1,382千円、土地1,912千円)

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

旧なおえつ保倉支店、大島旭ライスセンター及び大島旭倉庫の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産税評価額（土地）に基づき算定しています。

(3) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記（追加情報）

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりま

せん。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

5 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末末1年程度金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.155%上昇したものと想定した場合には、経済価値が375百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	219,282	219,376	94
有価証券			
その他有価証券	10,383	10,383	-
貸出金(注1)	63,084		
貸倒引当金(注2)	△74		
貸倒引当金控除後	63,010	65,864	2,854
経済委託債権	4,078	4,078	-
資産計	296,754	299,702	2,948
貯金	304,319	304,428	108
負債計	304,319	304,428	108

(注1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 33 百万円を含めています。

(注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済委託債権

経済委託債権については1年以内に精算されると見込まれることから、貸借対照表計上額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(注1) 12,695 百万円
(注1) 外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	210,982	8,300	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	600	597	182	100	740	7,679
貸出金(注1, 2, 3)	5,939	4,136	3,583	3,287	3,014	42,939
経済委託債権	4,078	-	-	-	-	-
合計	221,600	13,034	3,766	3,387	3,755	50,618

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く) 704 百万円については、「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3 カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 88 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 61 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	250,996	28,546	19,347	2,512	1,787	1,128
合計	250,996	28,546	19,347	2,512	1,787	1,128

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券等において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	株式	-	-
	受益証券	1,761	1,587
	債券		
	国債	3,141	3,039
	地方債	578	547
	政府保証債	207	199
	金融債	-	-
	社債	2,841	2,810
	小計	8,529	8,186
	小計	1,252	1,318
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	-	-
	受益証券	1,252	1,318
	債券	-	-
	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	金融債	-	-
	社債	601	607
小計	1,853	1,926	
合計	10,383	10,112	

なお、上記差額から繰延税金負債 74 百万円を差し引いた額 196 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	-	-	-
受益証券	266	13	-
債券			
国債	2,119	16	-
地方債	-	-	-
政府保証債	106	2	-
金融債	-	-	-
社債	100	0	-
合計	2,592	32	-

(4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

7 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,585 百万円
勤務費用	266 百万円
利息費用	6 百万円
数理計算上の差異の発生額	166 百万円
退職給付の支払額	△335 百万円
期末における退職給付債務	5,689 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,229 百万円
期待運用収益	24 百万円
数理計算上の差異の発生額	△1 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	198 百万円
退職給付の支払額	△224 百万円
期末における年金資産	3,227 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,689 百万円
特定退職金共済制度	△3,227 百万円
未積立退職給付債務	2,462 百万円
貸借対照表計上額純額	2,462 百万円
退職給付引当金	2,462 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	266 百万円
利息費用	6 百万円
期待運用収益	△24 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	168 百万円
合計	416 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	66%
年金保険投資	24%
現金及び預金	6%
その他	4%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00～0.38% 長期期待運用収益率 0.77%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 70 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 31 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、878 百万円となっています。

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	681 百万円
賞与引当金	48 百万円
固定資産減損損失否認額	39 百万円
未払費用否認額	6 百万円
役員退職慰労引当金	10 百万円
その他	37 百万円
繰延税金資産小計	822 百万円
評価性引当額	△42 百万円
繰延税金資産合計 (A)	780 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△74 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△74 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	705 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.32%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.08%
住民税均等割等	1.92%
税額控除	△3.81%
評価性引当額の増減	△4.86%
その他	△1.1%
税効果会計適用後の法人税の負担率	17.05%

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)等を当年度から適用しています。

【平成30年度】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式会社および関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（数量管理品）……………総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

購買品（売価管理品）……………売価還元法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

購買品（個別管理品）……………個別法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売品（売価管理品）……………売価還元法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

加工品（製品、主要原材料）……………総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

葬祭品……………総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

宅地等（販売用不動産）……………個別法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（製品、仕掛品、主要原材料、福祉用具在庫品）……………総平均法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（上記以外）……………最終仕入原価法による原価法
（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

【会計方針の変更に関する注記】

○棚卸資産の評価方法

購買品の評価方法は、従来、最終仕入原価法によっていましたが、在庫品の管理手法を売価管理から数量管理へ変更し、当事業年度から総平均法に変更しました。

当該会計方針の変更は、前事業年度中における在庫管理システムの変更によるものであり、前事業年度末時点の総平均法原価を正確に算出できま。そのため、前事業年度末の購買品の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。なお、この変更による影響は軽微です。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています

1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

2) 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事

業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、原則、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示しています。

2 借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は10,015百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	3,950百万円	建物附属設備	605百万円
構築物	623百万円	機械装置	4,386百万円
車両・運搬具	49百万円	器具・備品	308百万円
土地	91百万円		

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000百万円を為替決済の担保に、定期預金 2百万円を地方公営企業法施行令第22条の3第2項に基づく担保に供しています。また、建物 193百万円及び土地 76百万円を設備借入金 127百万円の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	3百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	226百万円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	104百万円
理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務は	ありません。

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

貸出金のうち、延滞債権額は431百万円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に対しての特典取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、431百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引による総額

① 子会社等との取引による収益総額	39百万円
うち事業取引高	33百万円
うち事業取引以外の取引高	5百万円
② 子会社等との取引による費用総額	261百万円
うち事業取引高	0百万円
うち事業取引以外の取引高	261百万円

(2) 減損損失に関する注記

① グループ間の方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店を含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、セシモニューサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。

本店、生活関連施設的生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類
ローン営業センター	遊休	建物、その他の有形固定資産、土地
牧加工所	遊休	建物、機械装置
名立森倉庫	遊休	土地
旧杉野沢支店	遊休	建物、その他の有形固定資産

③ 減損損失の認識に至った経緯

ローン営業センター、牧加工所及び名立森倉庫は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

また、旧杉野沢支店は賃貸用固定資産として使用されておりますが、使用価値が帳簿価額に達していないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

ローン営業センター	22,921千円	(建物2,626千円、その他104千円、土地20,191千円)
牧加工所	3,806千円	(建物2,911千円、機械装置894千円)
名立森倉庫	146千円	(土地146千円)
旧杉野沢支店	569千円	(建物550千円、その他19千円)
合計	27,444千円	(建物6,088千円、機械装置894千円、土地20,337千円、その他123千円)

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

ローン営業センター、牧加工所及び名立森倉庫の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産税評価額（土地）に基づき算定しています。

旧杉野沢支店の回収可能額については使用価値を採用しておりますが、割引率についてはキャッシュ・フローを5年間で計算していることから、適用していません。

4 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.135%上昇したものと想定した場合には、経済価値が124百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	221,018	221,166	147
有価証券			
その他有価証券	9,883	9,883	-
貸出金(注1)	61,559		
貸倒引当金(注2)	△233		
貸倒引当金控除後	61,326	63,666	2,340
資産計	292,228	294,717	2,488
貯金	302,453	302,584	130
負債計	302,453	302,584	130

(注1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金36百万円を含めています。

(注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元金合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(注1) 12,694百万円
(注1) 外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	204,618	8,100	8,300	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	3,500	600	606	277	100	4,280
貸出金(注1, 2, 3)	6,329	4,261	3,747	3,191	2,915	40,932
合計	214,448	12,961	12,654	3,468	3,015	45,213

(注1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）784百万円については、「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等93,158,655円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件52百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	241,755	27,917	26,943	2,267	2,311	1,257
合計	241,755	27,917	26,943	2,267	2,311	1,257

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① その他有価証券の時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	-	-	-
	受益証券	1,280	1,154	126
	債券			
	国債	3,424	3,338	86
	地方債	1,167	1,151	15
	政府保証債	709	699	10
	金融債	-	-	-
社債	1,112	1,107	5	
小計	7,693	7,450	243	
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	-	-	-
	受益証券	1,591	1,632	△41
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	金融債	-	-	-
社債	598	602	△4	
小計	2,190	2,235	△45	
合計	9,883	9,685	198	

なお、上記差額から繰延税金負債54百万円を差し引いた額143百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	-	-	-
受益証券	175	5	-
債券	-	-	-
国債	2,242	41	-
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
社債	-	-	-
合計	2,417	47	-

(4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

6 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,666 百万円
勤務費用	277 百万円
利息費用	9 百万円
数理計算上の差異の発生額	41 百万円
退職給付の支払額	△409 百万円
期末における退職給付債務	5,585 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,268 百万円
期待運用収益	25 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
特定退職共済制度への拠出金	205 百万円
退職給付の支払額	△269 百万円
期末における年金資産	3,229 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,585 百万円
特定退職共済制度	△3,229 百万円
未積立退職給付債務	2,355 百万円
貸借対照表計上額純額	2,355 百万円
退職給付引当金	2,355 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	277 百万円
利息費用	9 百万円
期待運用収益	△25 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	41 百万円
合計	303 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	70%
年金保険投資	23%
現金及び預金	4%
その他	3%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00~0.75% 長期期待運用収益率 0.77%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 72 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 30 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、965 百万円となっています。

7 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

繰延税金資産	
退職給付引当金	651 百万円
貸倒引当金超過額	10 百万円
賞与引当金	45 百万円
固定資産減損損失否認額	53 百万円
未払費用否認額	3 百万円
役員退職慰労引当金	8 百万円
その他	31 百万円
繰延税金資産小計	805 百万円
評価性引当額	△60 百万円
繰延税金資産合計 (A)	744 百万円

繰延税金負債

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△54 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△54 百万円
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	690 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.11%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.16%
住民税均等割等	2.05%
税額控除	△2.36%
評価性引当額の増減	△1.13%
その他	△0.24%
税効果会計適用後の法人税の負担率	24.93%

4 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	平成 30 年度
1 当期末処分剰余金	614	390
2 特別積立金取崩額	1,500	-
3 剰余金処分量	1,952	443
(1) 利益準備金	60	50
(2) 任意積立金	1,833	344
リスク管理積立金	1,130	74
施設整備積立金	500	40
農畜産物販売対策積立金	30	30
地域農業振興積立金	173	200
(3) 出資配当金	58	49
4 次期繰越剰余金	161	147

(注) 1. 出資配当率は次のとおりです。

種 類	令和元年度	平成 30 年度
出資配当率	0.77%	0.64%

2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

名 称	目 的	目的額	積立基準	取崩基準	令和元年度 積立額	平成 30 年度 積立額
米穀流通対策 積立金	米の調整保管、 米穀流通対策 を円滑に推進 するため	1 億円	—	米調整保管経費、米 消費拡大・流通対策 等に充当する場合	0 円 (1 億円)	0 円 (1 億円)
高齢者福祉 積立金	高齢者福祉の 向上、地域社会 に対する貢献 のため	5 千万円	—	高齢者福祉施設、高 齢者福祉事業等の支 援に充当する場合	0 円 (5 千万円)	0 円 (5 千万円)
高齢者対策 積立金	高齢者対策に 充てる財政基 盤を確立する ため	1 億円	—	原則として取崩しし ない	0 円 (1 億円)	0 円 (1 億円)
リスク管理 積立金	不良債権処理、 会計諸施策の 適用リスク等 に伴う、損失発 生のてん補の ため	50 億円	剰余金処分に より積み立て る	不良債権処理、金利 低下による退職給付 債務計算差異が多額 になる等により、そ の年度に発生する費 用が多額である場合	11 億 3 千万 円 (8 億 9 千 3 百 万円)	7 千 4 百万円 (8 億 1 千 9 百万 円)
施設整備 積立金	施設の整備・改 善及び解体処分 等の多額な費用 発生に備えるた め	10 億円	剰余金処分に より積み立て る	施設の整備・改善及 び解体処分等に伴 い、多額な費用を要 する場合	5 億円 (5 億円)	4 千万円 (4 億 6 千万円)
農畜産物販売 対策積立金	農畜産物の販売 によって生ずる 債権管理や安全・ 安心に係るリス クに備えるため	5 億円	剰余金処分に より積み立て る	農畜産物の販売によ って生ずる債権管理 や安全・安心に係る リスクが発生し、多 額な支払を要する 場合	3 千万円 (3 億 2 千万 円)	3 千万円 (2 億 9 千万円)
地域農業振興 積立金	地域農業の活性 化に向けて組合 員を支援するた め	2 億円	剰余金処分に より積み立て る	農業支援プログラ ムの実施および自然 災害等の緊急時の支 援を要する場合	1 億 7,393 円 (2 千 6 百 7 万 円)	2 億円 (0)

※令和元年度積立額欄の()内は、令和 2 年 2 月末の残高です。

平成 30 年度積立額欄の()内は、平成 31 年 2 月末の残高です。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	平成 30 年度
営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額	15	13

5 部門別損益計算書

【令和元年度】

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	17,491	2,559	1,818	6,285	7,074	82	
事業費用 ②	10,424	315	93	4,755	5,385	203	
事業総利益 ③ (①-②)	7,066	2,244	1,725	1,529	1,689	△121	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	6,909 (791) (5,147)	2,000 (94) (1,388)	937 (22) (838)	1,948 (535) (1,222)	1,492 (125) (1,223)	531 (14) (474)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		479 (46) (164)	127 (11) (44)	327 (8) (178)	217 (6) (116)	53 (1) (29)	△1,206 (△75) (△533)
事業利益 ⑧ (③-④)	156	244	787	△419	197	△653	
事業外収益 ⑨	282	80	21	110	56	14	
※うち共通分 ⑩		80	21	82	53	13	△251
事業外費用 ⑪	21	6	1	7	4	1	
※うち共通分 ⑫		6	1	7	4	1	△21
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	417	318	807	△316	248	△640	
特別利益 ⑭	42	5	1	31	3	0	
※うち共通分 ⑮		5	1	5	3	0	△16
特別損失 ⑯	106	21	5	52	23	3	
※うち共通分 ⑰		21	5	22	14	3	△68
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	353	301	803	△337	228	△643	
営農指導事業分配賦額 ⑲		117	83	321	120	△643	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	353	184	719	△658	107		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割 + 人件費を除く事業管理費割) の平均値に基づき配賦

(2) 営農指導事業

(人頭割 + 事業総利益割) の平均値に基づき 50% を農業関連事業に配賦、残額 50% を農業関連以外に配賦

2. 配賦割合

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	39.78%	10.53%	27.17%	18.05%	4.47%	100.00%
営農指導事業	18.25%	12.97%	50.00%	18.78%		100.00%

3. 部門別の資産

(単位：百万円)

区 分	計	信用 事業	共済 事業	農業関連・生活その他 営農指導事業 合計	共通資産
事業別の総資産	330,355	295,750	1	6,282	28,322
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	330,355 (12,579)	307,016 (5,153)	2,983 (1,330)	20,356 (6,096)	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準は上記共通管理費等配賦割合に準じています。

【30年度】

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共通 管理費等
事業収益 ①	18,975	2,698	1,968	6,418	7,813	78	
事業費用 ②	11,981	530	121	4,961	6,162	207	
事業総利益 ③ (①-②)	6,994	2,168	1,847	1,457	1,650	△129	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	6,851 (760) (5,072)	1,996 (104) (1,355)	927 (23) (826)	1,894 (485) (1,208)	1,524 (130) (1,236)	507 (17) (446)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		484 (47) (153)	125 (11) (40)	301 (8) (155)	218 (6) (110)	52 (1) (27)	△1182 (△76) (△487)
事業利益 ⑧ (③-④)	143	172	919	△437	125	△636	
事業外収益 ⑨	305	86	22	119	63	14	
※うち共通分 ⑩		85	22	80	57	14	△260
事業外費用 ⑪	34	7	1	17	6	1	
※うち共通分 ⑫		7	1	7	5	1	△23
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	414	250	940	△335	182	△623	
特別利益 ⑭	315	1	0	313	0	0	
※うち共通分 ⑮		1	0	1	0	0	△2
特別損失 ⑯	398	26	6	340	19	5	
※うち共通分 ⑰		26	6	27	19	4	△84
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	331	225	933	△362	163	△628	
営農指導事業分配賦額 ⑲		110	84	314	119	△628	
営農指導事業分配賦後税 引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	331	114	849	△676	44		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割+人件費を除く事業管理費割)の平均値に基づき配賦

(2) 営農指導事業

(人頭割+事業総利益割)の平均値に基づき50%を農業関連事業に配賦、残額50%を農業関連以外に配賦

2. 配賦割合

区 分	信用 事業	共済 事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	40.97%	10.58%	25.53%	18.45%	4.47%	100.00%
営農指導事業	17.66%	13.39%	50.00%	18.95%		100.00%

3. 部門別の資産

(単位：百万円)

区 分	計	信用 事業	共済 事業	農業関連・生活その他 営農指導事業 合計	共通資産
事業別の総資産	328,620	295,295	50	4,767	28,508
総資産（共通資産配分 後） （うち固定資産）	328,620 (13,108)	306,974 (5,370)	3,066 (1,386)	18,580 (6,352)	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準は上記共通管理費等配賦割合に準じています。

II 損益の状況

経営資料

1 直近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
経常収益（事業収益）	19,983	19,545	19,500	18,975	17,818
信用事業収益	2,946	2,882	2,877	2,698	2,559
共済事業収益	2,117	2,074	2,036	1,968	1,818
農業関連事業収益	6,534	6,335	6,322	6,418	6,285
生活その他事業収益	8,292	8,160	8,167	7,813	7,074
営農指導事業収入	92	92	96	78	82
経常利益	238	259	315	414	417
当期剰余金	287	256	265	249	293
出資金	8,120	8,023	7,920	7,798	7,702
出資口数（口）	8,120,987	8,023,500	7,920,499	7,798,325	7,702,875
純資産額	18,657	18,534	18,511	18,518	18,720
総資産額	311,807	321,350	328,080	328,620	330,355
貯金残高	282,714	293,673	300,564	302,453	304,319
貸出金残高	64,836	59,588	60,905	61,523	63,051
有価証券残高	14,538	15,904	11,649	9,883	10,383
剰余金配当金額	58	50	52	49	58
出資配当額	58	50	52	49	58
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職員数（人）	1,198	1,218	1,187	1,124	1,066
単体自己資本比率	17.35%	16.42%	15.65%	15.06%	14.32%

- (注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行などの当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成27年金融庁・農水省告示第7号）に基づき算出しております。

2 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度	30年度	増 減
資金運用収支	2,250	2,319	△69
役務取引等収支	88	87	1
その他信用事業収支	△94	△238	△143
信用事業粗利益 （信用事業粗利益率）	2,244 (0.77)	2,168 (0.74)	76 (0.03)
事業粗利益 （事業粗利益率）	6,994 (1.99)	6,994 (1.96)	72 (0.03)

3 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和元年度			30年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	289,553	2,137	0.74	292,772	2,236	0.76
うち預金	217,702	1,340	0.62	220,876	1,368	0.62
うち有価証券	8,955	82	0.92	10,315	124	1.20
うち貸出金	62,896	715	1.14	61,581	744	1.21
資金調達勘定	300,546	112	0.04	303,295	141	0.05
うち貯金・定期積金	299,498	108	0.04	302,064	136	0.05
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	1,048	4	0.38	1,231	5	0.41
総資金利ざや	-	-	0.19	-	-	0.22

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には信連からの奨励金が含まれています。

4 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和元年度増減額	30年度増減額
受取利息	△98	△67
うち預金	△27	43
うち有価証券	△41	△56
うち貸出金	△28	△54
支払利息	△26	△2
うち貯金・定期積金	△26	△2
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△0	△0
差引	△71	△65

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの奨励金が含まれています。

経営資料

Ⅲ 事業の概況

1 信用事業取扱実績

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		30年度		増 減
流動性貯金	109,154	(36.45)	104,309	(33.50)	4,845
定期性貯金	190,288	(63.54)	197,685	(65.40)	△7,397
その他の貯金	56	(0.01)	69	(0.00)	△13
計	299,498	(100.00)	302,064	(100.00)	△2,566
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	299,498	(100.00)	302,064	(100.00)	△2,566

(注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		30年度		増 減
定期貯金	180,657	(100.00)	184,582	(100.00)	△3,925
うち固定金利定期	180,613	(99.98)	184,537	(99.98)	△3,924
うち変動金利定期	43	(0.02)	44	(0.02)	△1

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		30年度		増 減
手形貸付	375	(0.60)	422	(0.69)	△47
証書貸付	54,855	(87.21)	54,807	(89.00)	48
当座貸越	1,000	(1.59)	1,014	(1.65)	△14
割引手形	-	(-)	-	(-)	-
金融機関貸付	6,668	(10.60)	5,336	(8.66)	1,332
合 計	62,897	(100.00)	61,581	(100.00)	1,316

(注) () 内は構成比です。

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		30年度		増 減
固定金利貸出	51,857	(82.25)	49,959	(81.20)	1,898
変動金利貸出	9,979	(15.83)	10,247	(16.60)	△268
その他	1,213	(1.92)	1,315	(2.10)	△101
合 計	63,051	(100.00)	61,523	(100.00)	1,528

(注) 1. その他は、当座貸越、無利息など固定・変動の区分がないものです。

2. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	30 年度	増 減
貯金・定期積金等	2,099	2,378	△279
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	420	512	△92
その他担保物	2,517	2,647	△130
小 計	5,036	5,537	△501
農業信用基金協会保証	38,245	39,405	△1,160
その他保証	6,537	4,893	1,644
小 計	44,782	44,298	484
信用	13,232	11,686	1,546
合 計	63,051	61,523	1,528

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	30 年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小 計	-	-	-
信用	0	0	0
合 計	-	-	-

⑤ 貸出金の用途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度	30 年度	増 減
設備資金	49,228 (77.80)	49,170 (79.70)	58
運転資金	13,823 (22.20)	12,353 (20.30)	1,470
合 計	63,051 (100.00)	61,523 (100.00)	1,528

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和年度	30 年度	増 減
農業	1,468 (2.33)	1,363 (2.22)	105
林業	- (-)	- (-)	-
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	6 (0.01)	6 (0.01)	0
鉱業	- (-)	- (-)	-
建設・不動産業	3,050 (4.84)	3,163 (5.15)	△113
電気・ガス・熱供給水道業	- (-)	- (-)	-
運輸・通信業	- (-)	- (-)	-
金融・保険業	7,560 (11.99)	5,574 (9.06)	1,986
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,813 (2.88)	1,976 (3.21)	△163
地方公共団体	5,033 (7.98)	5,555 (9.03)	△522
非営利法人	- (-)	- (-)	-
その他	- (-)	- (-)	-
小 計	18,930 (30.03)	17,637 (28.68)	1,293
個人計	44,121 (69.97)	43,883 (71.32)	238
合 計	63,051 (100.00)	61,523 (100.00)	1,528

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	30年度	増 減
農業	3,171	3,071	100
穀作	1,873	1,796	77
野菜・園芸	11	5	6
果樹・樹園農業	4	2	2
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	44	48	△4
養鶏・養卵	11	15	△4
養蚕	-	-	-
その他農業	1,228	1,204	24
農業関連団体等	-	-	-
合 計	3,171	3,071	100

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

[貸出金]

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	30年度	増 減
プロパー資金	1,748	1,609	139
農業制度資金	1,423	1,462	△39
農業近代化資金	461	372	89
その他制度資金	962	1,090	△128
合 計	3,171	3,071	100

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）などが該当します。

[受託貸付金]

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	30年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	416	431	△15
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	27	-	27
合 計	443	431	12

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額				
		担保	保証	引当	合計	
破綻更生債権 およびこれら に準ずる債権	令和元年度	83	6	19	14	41
	30年度	132	10	50	22	82
危険債権	令和元年度	333	44	260	19	324
	30年度	300	51	191	28	270
要管理債権	令和元年度	27	0	1	5	6
	30年度	0	-	-	0	0
小計	令和元年度	443	51	282	39	372
	30年度	432	61	241	50	352
正常債権	令和元年度	62,679				
	30年度	61,160				
合計	令和元年度	63,122				
	30年度	61,592				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

法的破綻などによる経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

2. 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化などにより元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

4. 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

※ 開示債権と自己査定の特典図

＜自己査定債務者区分＞			＜金融再生法債権区分＞			＜リスク管理債権＞		
信用事業総与信		信用事業以外の信	信用事業総与信		信用事業以外の信	信用事業総与信		信用事業以外の信
貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権	
破綻先	破綻先		破産更正債権およびこれらに準ずる債権			破綻先債権		
実質破綻先	破綻懸念先		危険債権			延滞債権		
要注意先	要管理先		要管理債権			3ヵ月以上延滞債権		
	その他の要注意先					貸出条件緩和債権		
正常先			正常先					

破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先
法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先
現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）

要管理先
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が次に掲げる債権に該当する債務者

- 3ヵ月以上延滞債権
元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権
- 貸出条件緩和債権
経済的困難に陥った債務者の債権又は支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権

その他の要注意先
要管理先以外の要注意先に属する債務者

正常先
業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者

破綻更正債権及びこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権

要管理債権
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金

正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権

破綻先債権
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。

3ヵ月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。

貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。

⑪ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区分	令和元年度					30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	187	41	-	187	41	211	187	-	211	187
個別貸倒引当金	65	46	3	61	46	57	65	-	57	65
合計	252	87	3	248	87	268	252	-	268	252

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項目	令和元年度	30年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和元年度		30年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	89	488	91	491
	金 額	51,834	86,107	72,231	87,349
代金取立為替	件 数	-	-	-	-
	金 額	9	27	6	3
雑為替	件 数	4	2	5	3
	金 額	9,229	2,161	8,142	1,148
合 計	件 数	93	490	96	494
	金 額	61,072	88,296	80,379	88,501

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	30年度	増 減
国債	2,000	4,175	△2,175
地方債	792	1,357	△565
政府保証債	611	862	△251
金融債	-	-	-
社債	2,880	1,403	1,477
株式	-	-	-
その他の証券	2,712	2,533	179
合 計	8,997	10,332	△1,335

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超	期間の定め のないもの	合 計
令和元年度						
国債	400	304	110	2,325	-	3,141
地方債	-	-	-	578	-	578
政府保証債	100	-	-	107	-	207
金融債	-	-	-	-	-	-
社債	100	-	509	2,832	-	3,442
株式	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	480	240	2,079	213	3,013
30年度						
国債	2,015	716	-	693	-	3,424
地方債	604	-	-	563	-	1,167
政府保証債	505	101	-	103	-	709
金融債	-	-	-	-	-	-
社債	402	102	102	1,105	-	1,711
株式	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	306	277	1,981	307	2,871

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

【満期目的有価証券】

該当する取引はありません。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

種 類	令和元年度			平成30年度		
	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 価額又は償 却原価を 超えるもの	株式	-	-	-	-	-
	受益証券	1,761	1,587	173	1,280	126
	債券					
	国債	3,141	3,039	101	3,424	86
	地方債	578	547	30	1,167	16
	政府保証債	207	199	7	709	10
	金融債	-	-	-	-	-
	社債	2,841	2,810	30	1,112	5
小計	8,529	8,186	343	7,693	243	
貸借対照表 計上額が取得 価額又は償 却原価を 超えないもの	株式	-	-	-	-	-
	受益証券	1,252	1,318	△66	1,591	△41
	債券					
	国債	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-
	社債	601	607	△5	598	△4
小計	1,853	1,926	△72	2,190	△45	
合 計	10,383	10,112	271	9,883	198	

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		30年度		
	新契約高	保有高	新契約高	保有高	
生命総合共済	終身共済	6,467	303,525	6,926	320,865
	定期生命共済	1,594	4,137	76	2,891
	養老生命共済	1,177	106,337	1,664	122,169
	うち 子ども共済	816	32,503	829	35,521
	医療共済	32	13,760	84	15,494
	がん共済		1,254		1,304
	定期医療共済		1,703		1,921
	介護共済	315	3,245	286	2,988
	生活障害共済				
	年金共済		40		40
建物更生共済	70,600	514,401	96,755	531,250	
合 計	80,187	948,405	105,792	998,925	

(注) 金額は、保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	6	134	5	132
がん共済	2	33	2	32
定期医療共済	-	5	-	7
合 計	8	173	7	171

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済の介護共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	445	5,841	402	5,559
生活障害共済(一時金型)	2,055	2,499	488	458
生活障害共済(定期年金型)	41	95	55	55
合 計	2,542	8,436	945	6,072

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		30年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	847	4,057	469	3,515
年金開始後		1,884		1,809
合 計	847	5,942	469	5,324

(注) 金額は、年金年額(利率変動型年金にあっては、最低保証年金額)を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		30年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	83,761	79	87,562	82
自動車共済		1,311		1,358
傷害共済	156,791	69	172,805	73
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	32	0	38	0
賠償責任共済		2		3
自賠償共済		161		164
合 計		1,625		1,680

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠償共済は掛金総額です。

3 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品(生産資材)取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		30年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥料	950	178	939	175
農薬	842	128	866	131
飼料	61	2	94	4
農業機械	784	131	811	134
自動車(2輪除く)	1,125	151	1,312	158
燃料	1,968	482	1,916	265
その他	637	119	700	127
合 計	6,371	1,194	6,638	994

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品（取扱高）

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		30年度			
	取扱高	手数料	取扱高	手数料		
米	J A米・一般米	7,317	274	8,411	303	
	加工用米	453	22	391	22	
	その他	496	31	551	40	
米以外	麦・豆・雑穀	138	4	44	5	
	野菜	351	9	384	10	
	果実	6	0	7	0	
	花卉・花木	5	0	6	0	
	畜産物	生乳	150	1	177	2
		牛	185	1	215	2
		豚	18	0	58	0
	特産物	-	-	-	-	
	その他（農産物直売所）	548	85	527	82	
	合 計	9,672	432	10,771	466	

②買取販売品（販売高）

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	30年度
	販売高	販売高
直売所（複合直売所含む）	353	334
その他	8	8
合 計	362	342

(3) 保管事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和元年度	30年度
収益	保管料	204	179
	荷役料	-	-
	その他	32	36
	合 計	236	215
費用	倉庫材料費	21	19
	倉庫労務費	-	-
	その他の費用	51	48
	合 計	72	67

(4) 利用事業（生産施設）取扱実績

(単位：百万円)

種 類		令和元年度	30年度
収益	育苗センター	158	158
	カントリーエレベーター	410	365
	ライスセンター	139	129
	シード（種粃）センター	29	30
	その他	101	101
	合 計	840	783
費用	育苗センター	131	130
	カントリーエレベーター	203	221
	ライスセンター	87	94
	シード（種粃）センター	20	21
	その他	91	90
	合 計	534	556

(5) 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和元年度	30年度
収益	餅	130	156
	漬物	1	16
	食糧米	289	253
	贈答品	-	15
	味噌	6	13
	委託	7	14
	その他	5	29
	合 計	442	496
費用	餅	124	149
	漬物	1	12
	食糧米	234	202
	贈答品	-	12
	味噌	6	11
	委託	0	5
	その他	4	27
	合 計	371	418

4 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		30年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
食品	517	111	852	177
耐久消費財	114	20	116	23
日用保健雑貨	-	-	-	-
家庭燃料	814	169	1,114	394
その他	71	8	80	9
合 計	1,518	309	2,162	603

(2) 利用事業（生活施設）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和元年度		30年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
葬祭施設	1,706		1,614	

(3) 福祉事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和元年度	30年度
収益	福祉受託料	47	47
	福祉手数料	-	1
	福祉雑収入	0	2
	合 計	47	50
費用	福祉労務費	17	25
	福祉雑費	16	17
	合 計	33	42

(4) 介護事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和元年度	30年度
収益	訪問介護	10	33
	地域密着型介護	209	220
	通所介護	94	95
	福祉用具貸与	32	35
	居宅介護支援	16	22
	福祉用具供給高	7	11
	その他介護	0	0
	合 計	371	416
費用	介護労務費	197	215
	介護消耗備品費	31	33
	福祉用具受入高	6	9
	介護雑費	65	71
	合 計	300	328

5 指導事業実績

(単位：百万円)

項 目		令和元年度	30年度
収入	賦課金	69	70
	指導補助金	2	4
	実費収入	10	4
	合 計	82	78
支出	営農改善費	63	58
	生活改善費	6	8
	教育情報費	27	29
	組織活動費	105	112
	合 計	203	207

経営資料

IV 経営諸指標

1 利益率

(単位：%)

項目	令和元年度	30年度	増減
総資産経常利益率	0.12	0.12	0
資本経常利益率	2.27	2.26	0.01
総資産当期純利益率	0.08	0.07	0.01
資本当期純利益率	1.59	1.36	0.23

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区分		令和元年度	30年度	増減
貯貸率	期末	20.72	20.34	0.38
	期中平均	21.00	20.39	0.61
貯証率	期末	3.41	3.27	0.14
	期中平均	3.00	3.41	△0.41

- (注) 1. 貯貸率（期末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3 その他経営諸指標

(単位：百万円)

項目	令和元年度	30年度	
信用事業	一職員当たり貯金残高	2,169	2,125
	一店舗当たり貯金残高	11,704	11,632
	一職員当たり貸出金残高	1,220	1,193
	一店舗当たり貸出金残高	2,425	2,366
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	6,554	6,663
	一店舗当たり長期共済保有高	36,477	38,420
経済事業	一職員当たり買取購買品取扱高	32	31
	一店舗当たり買取購買品取扱高	254	251
販売事業	一職員当たり受託販売品取扱高	88	98

- (注) 1. 職員数は、下記のとおりです。

(単位：人)

項目	令和元年度	30年度
信用事業（貯金）	140.30	142.30
信用事業（貸出）	51.65	51.55
共済事業	144.70	149.90
経済事業（購買品）	245.70	279.45
販売事業（販売品）	108.90	109.90

2. 信用・共済事業店舗数は、令和元年度、30年度ともに26店舗（本店・24支店・1出張所）です。

経済事業店舗数は、令和元年度は31店舗（経済センター・農機センター・カーセンター・給油所・Aコープ等）、30年度は35店舗（経済センター・農機センター・カーセンター・給油所・Aコープ等）です。

経営資料

V 自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	当期末	前期末	経過措置による不 算入額
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,466	18,325	
うち、出資金及び資本準備金の額	7,702	7,798	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	10,876	10,632	
うち、外部流出予定額(△)	58	49	
うち、上記以外に該当するものの額	△54	△55	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	41	187	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	41	187	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
うち、回転出資金の額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	18,507	18,513	
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	30	14	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	30	14	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-

項 目	当期末	前期末	経過措置による不 算入額
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る 10%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る 15%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	30	14	
自己資本			
自己資本の額 (イ) - (ロ)	18,477	18,498	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	114,847	108,441	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,050	△9,811	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		3	
うち、繰延税金資産		-	
うち、前払年金費用		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,050	△9,814	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,112	14,318	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	128,959	122,760	
自己資本比率			
自己資本比率 (ハ) / (二)	14.32%	15.06%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 27 年金融庁・農水省告示第 7 号) に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和元年度			30年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金	1,694	-	-	1,674	-	-
我が国の中央政府及び中 央銀行向け	3,050	-	-	3,354	-	-
外国の中央政府及び中央 銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向 け	5,587	-	-	6,705	-	-
外国の中央政府等以外の 公共機関向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向 け	100	-	-	200	-	-
我が国の政府関係機関向 け	99	-	-	500	-	-
地方三社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融 商品取扱業者向け	224,164	44,832	1,793	224,022	44,804	1,792
法人等向け	4,450	2,366	94	2,873	1,208	48
中小企業等向け及び個人 向け	8,283	5,101	204	6,682	3,955	158
抵当権付住宅ローン	229	76	3	281	95	3
不動産取得等事業向け	2,356	2,305	92	2,435	2,371	94
三月以上延滞等	35	51	2	49	69	2
取立未済等	28	5	0	17	3	0
信用保証協会等保証付	38,272	3,760	150	39,433	3,870	154
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付 共済融資付	-	-	-	49	-	-
出資等	2,486	2,486	99	2,485	2,485	99
（うち出資等のエク スポージャー）	2,486	2,486	99	2,485	2,485	99
（うち重要な出資の エクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	36,425	58,974	2,358	35,787	58,279	2,331
（うち他の金融機関 等の対象資本等調達 手段のうち対象普通 出資等及びその他外 部TLAC関連調達 手段に該当するもの 以外のものに係るエ クスポージャー）	4,033	10,083	403	4,033	10,083	403
（うち農林中央金庫 又は農業協同組合連 合会を対象普通出資 等に係るエクスポ ージャー）	10,209	25,523	1,020	10,209	25,523	1,020
（うち特定項目のう ち調整項目に算入さ	791	1,979	79	752	1,880	75

	れない部分に係るエクスポージャー)						
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	21,390	21,388	855	20,792	20,792	831
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,906	937	37	-	-	-
	(うちレックスルー方式)	2,909	937	37	-	-	-
	(うちマウント方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	経母借置によりリスク・アセットの額に算入となるものの額	-	-	-	-	3,703	148
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経母借置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 (△)	-	6,050	242	-	9,814	392
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
	CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	330,170	114,847	4,593	329,331	108,407	4,336
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>						
			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%
			14,112		564	14,318	572
	所要自己資本額計						
			リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%
			128,959		5,158	122,760	4,910

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法） >

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

（1）標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

① 格付等の使用

リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

【適格格付機関】

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

※リスク・ウェイトとは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

② リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度				30年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
法人	農業	616	616	-	-	575	575	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	28	28	-	-	30	30	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	221	21	200	-	127	127	-	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,811	-	1,811	-	809	-	809	-
	運輸・通信業	912	-	912	-	904	-	904	-
	金融・保険業	228,599	7,540	502	-	228,257	5,536	401	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,444	1,244	200	-	1,664	1,464	200	-
	日本国政府・地方公共団体	8,637	5,038	3,598	-	10,060	5,552	4,507	-
	上記以外	844	844	-	-	786	780	-	2
	個人	47,833	47,821	-	51	47,676	47,658	-	68
	その他	36,359	-	-	2	38,614	106	-	-
業種別残高計	327,310	63,156	7,225	53	329,503	61,735	6,922	70	
残存期間別残高計	1年以下	214,379	1,555	603		211,334	1,970	3,511	
	1年超3年以下	10,403	1,766	301		19,850	2,478	904	
	3年超5年以下	3,077	2,460	617		2,413	2,310	102	
	5年超7年以下	3,549	2,730	818		2,412	2,093	318	
	7年超10年以下	8,238	6,116	2,122		7,252	6,226	1,025	
	10年超	50,348	47,585	2,762		46,365	45,306	1,059	
	期限の定めのないもの	37,312	941	-		39,877	1,349	-	
残存期間別残高計	327,310	63,156	7,225		329,503	61,735	6,922		

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。
2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度					30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	187	41	-	187	41	211	187	-	211	187
個別貸倒引当金	65	46	3	61	46	57	65	-	57	65

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和元年度						30年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	上記以外	3	3	-	3	3	-	4	3	-	1	3	-
個人	62	43	3	58	43	-	53	62	-	56	62	-	
業種別計	65	46	3	61	46	-	57	65	-	57	65	-	

(注) 当JAでは国内の限られたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位:百万円)

	令和元年度			30年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト 0%	-	13,455	13,455	-	17,079	17,079
リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 10%	-	37,605	37,605	-	38,739	38,739
リスク・ウェイト 20%	-	224,547	224,547	-	224,646	224,646
リスク・ウェイト 35%	-	235	235	-	289	289
リスク・ウェイト 50%	1,920	497	2,417	609	648	1,258
リスク・ウェイト 75%	-	6,394	6,394	-	4,874	4,874
リスク・ウェイト 100%	1,405	30,213	31,619	904	30,668	31,572
リスク・ウェイト 150%	-	35	35	-	44	44
リスク・ウェイト 200%	-	-	-	-	7,529	7,529
リスク・ウェイト 250%	-	11,000	11,000	-	3,433	3,433
その他	-	-	-	-	38	38
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計	3,326	323,984	327,310	1,513	327,993	329,507

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したもののについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		30年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	100	-	200
我が国の政府関係機関向け	-	99	-	500
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向けおよび第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	50	-	38	-
中小企業等向けおよび個人向け	171	873	183	760
抵当権住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	3	-
三月以上延滞等	-	0	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合 計	221	1,074	225	1,461

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

【令和元年度】

与信相当額の算出に用いる方式：カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額	担保			信用リスク削 減効果勘案後 の与信相当額
			現金・自組合貯 金	債券	その他	
①外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
②金利関連取引	-	-	-	-	-	-
③金関連取引	-	-	-	-	-	-
④株式関連取引	-	-	-	-	-	-
⑤貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
⑥その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
⑦クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		-				-
合計	-	-	-	-	-	-

【30年度】

与信相当額の算出に用いる方式：カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額	担保			信用リスク削 減効果勘案後 の与信相当額
			現金・自組合貯 金	債券	その他	
①外国為替関連取引	-	1	-	-	-	1
②金利関連取引	-	-	-	-	-	-
③金関連取引	-	-	-	-	-	-
④株式関連取引	-	27	-	-	-	27
⑤貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
⑥その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
⑦クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	27	-	-	-	27
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		-				-
合計	-	27	-	-	-	27

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

【令和元年度】、【30年度】ともに、該当する取引はありません。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

【令和元年度】、【30年度】ともに、該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の

分析のほか、毎月定期的な連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会などへの参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会などの財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和元年度		30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,486	2,486	2,485	2,485
合計	2,486	2,486	2,485	2,485

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和元年度			30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等） (単位：百万円)

令和元年度		30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

評価益・評価損ともに発生していません。

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和元年度	30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,906	
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	

9 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、市場金利が上下に1%変動した時に発生する経済価値の変化額(低下額)を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項 (単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,497			
2	下方パラレルシフト	-			
3	スティープ化	2,560			
4	フラット化	310			
5	短期金利上昇	74			
6	短期金利低下	221			
7	最大値	2,560			
		ホ		ハ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	18,477			

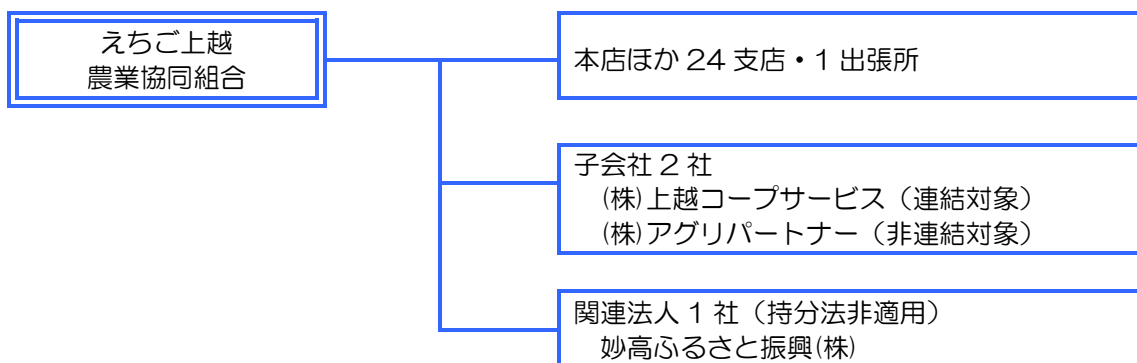
VI 連結情報

1 グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A えちご上越のグループは、当 J A、子会社 2 社、関連法人等 1 社で構成されています。このうち、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

名 称	株式会社 上越コープサービス	株式会社 アグリパートナー
主たる営業所または事務所の所在地	新潟県上越市平成町 564 番地	新潟県上越市藤巻 5 番 30 号
事業の内容	1. 電気工事業 2. 不動産賃貸業 3. 総合リース業 4. 管工事業 5. 水道施設工事業 6. 建築工事業	1. 土地利用型の農業経営 2. 農作業の代行、請負、委託 3. 農産物の加工ならびに販売 4. 農業機械、施設の利用貸付
設立年月日	平成 5 年 9 月 1 日	平成 19 年 1 月 31 日
資本金または出資金	2,000 万円	310 万円
当 J A の議決権比率 (保有議決権数/総議決権数)	100.00% (400/400)	96.77% (60/62)
他の子会社等の議決権比率	100.00%	96.77%

(3) 連結事業概況

① 事業の概況

令和元年度における当 J A の連結決算は、「株式会社 上越コープサービス」1 社を連結しています。

連結決算の内容は、連結事業利益 1 億 5 千 2 百万円、税金等調整前当期利益 3 億 6 千 9 百万円、連結当期剰余金 2 億 8 千 8 百万円となりました。連結自己資本比率は 14.43% (前年度末 15.17%) となっており、経営の健全性を維持・確保することができました。

② 連結子会社の事業概況

株式会社 上越コープサービス

国内では、天皇陛下のご即位及び令和への改元など、新たな時代を迎えた年となった一方、相次ぐ台風・豪雨などの自然災害が発生し、甚大なる被害を各地にもたらしました。被災地の 1 日も早い復旧、復興を願うとともに、近年多く発生している災害への備えが重要であると改めて痛感した年でした。

経済面では、社会保障の安定財源の確保等を図る抜本的な改革を行うため、昨年 10 月に改正消費税法が施行され税率が 8% から 10% へと上げられました。同時に軽減税率制度やキャッシュレス ポイント還元事業なども導入されました。

電気・建設業界においては、技術革新の著しい進歩が見られる中、慢性的な人手不足を背景とした雇用情勢や資材価格の高騰など、厳しい経営環境が続いています。昨夏は、公立学校普通教室のエアコン

設置のための支援策として補助金制度が導入され、設置工事が進められました。

この様な状況の下、確実な受注の確保に努めるとともに、利益率の向上や工事施工の効率化に取り組みその成果を上げることができ、当期純利益は 24 百万円を計上しました。

- ③ 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等
該当ありません。

(4) 直近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度
連結経常収益(事業収益)	20,328	19,833	19,696	19,199	18,144
信用事業収益	2,945	2,881	2,877	2,698	2,559
共済事業収益	2,116	2,073	2,035	1,967	1,818
農業関連事業収益	6,534	6,626	6,322	6,418	6,285
生活その他事業収益	8,639	8,160	8,364	8,038	7,400
営農指導事業収入	92	92	96	78	82
連結経常利益	212	239	286	419	396
連結当期剰余金	324	250	264	258	288
連結純資産額	18,931	18,625	18,602	18,618	18,816
連結総資産額	311,794	321,376	328,123	328,648	330,323
連結自己資本比率	17.68%	16.54%	15.75%	15.17%	14.43%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 27 年金融庁・農水省告示第 7 号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産			負債及び資本		
科 目	令和元年度 (令和2年2月29日)	平成30年度 (平成31年2月28日)	科 目	令和元年度 (令和2年2月29日)	平成30年度 (平成31年2月28日)
(資産の部)			(負債の部)		
1. 信用事業資産	295,770	295,295	1. 信用事業負債	305,664	304,466
(1)現金及び預金	220,997	222,693	(1)貯 金	304,134	302,254
(2)有価証券	10,383	9,883	(2)借入金	962	1,090
(3)貸出金	63,051	61,523	(3)その他の信用事業負債	567	1,121
(4)その他の信用事業資産	1,412	1,428	(4)債務保証	-	-
(5)債務保証見返	-	-	2. 共済事業負債	1,374	1,505
(6)貸倒引当金	△74	△233	(1)共済借入金	-	42
2. 共済事業資産	1	50	(2)共済資金	713	768
(1)共済貸付金	-	47	(3)その他の共済事業負債	660	695
(2)その他の共済事業資産	1	2	3. 経済事業負債	855	815
(3)貸倒引当金	-	△0	(1)支払手形及び経済事業未払金	596	591
3. 経済事業資産	6,305	4,846	(2)その他の経済事業負債	258	224
(1)受取手形及び経済事業未収金	1,590	1,225	4. 設備借入金	94	127
(2)棚卸資産	372	492	5. 雑負債	807	522
(3)その他の経済事業資産	4,354	3,146	(1)未払法人税等	56	41
(4)貸倒引当金	△12	△17	(2)その他の負債	750	480
4. 雑資産	2,386	2,059	6. 諸引当金	2,710	2,592
5. 固定資産	12,468	13,014	(1)賞与引当金	178	169
(1)有形固定資産	12,426	12,988	(2)退職給付に係る負債	2,482	2,373
建物	18,597	18,795	(3)役員退職慰労引当金	37	31
機械装置	5,447	5,571	(4)ポイント引当金	11	18
土地	5,872	5,878	7. 繰延税金負債	-	-
建設仮勘定	0	4	負債の部合計	311,506	310,030
その他の有形固定資産	4,321	4,321	1. 組合員資本	18,620	18,475
減価償却累計額	△21,814	△21,583	(1)出資金	7,702	7,798
(2)無形固定資産	42	25	(2)資本剰余金	-	-
のれん	-	-	(3)利益剰余金	10,972	10,732
その他の無形固定資産	42	25	(4)処分未済持分	△54	△55
6. 外部出資	12,676	12,675	(5)子会社の所有する親組合出資金	△0	△0
(1)外部出資	12,676	12,675	2. 評価・換算差額等	196	143
7. 繰延税金資産	715	706	(1)其他有価証券評価差額金	196	143
			(2)退職給付に係る調整累計額	-	-
			3. 非支配株主持分	-	-
			純資産の部合計	18,816	18,618
資産の部合計	330,323	328,648	負債及び純資産の部合計	330,323	328,648

(6) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度 (自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日)		平成30年度 (自 平成30年3月1日 至 平成31年2月28日)		科 目	令和元年度 (自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日)		平成30年度 (自 平成30年3月1日 至 平成31年2月28日)	
1. 事業総利益	7,076	7,028	(9) その他事業収益	4,131	4,084				
(1)信用事業収益	2,559	2,698	(10)その他事業費用	2,927	3,035				
資金運用収益	2,369	2,465	その他事業総利益	1,203	1,049				
(うち預金利息)	1,340	1,368	2. 事業管理費	6,924	6,880				
(うち有価証券利息)	82	124	(1)人件費	5,187	5,112				
(うち貸出金利息)	715	744	(2)その他事業管理費	1,736	1,767				
(うちその他受入利息)	230	228	事業利益	152	148				
役務取引等収益	117	117	3. 事業外収益	263	303				
その他事業直接収益	18	41	(1)受取雑利息	16	15				
その他経常収益	52	72	(2)受取出資配当金	163	164				
(2)信用事業費用	303	517	(3)持分法による投資益	-	-				
資金調達費用	119	145	(4)その他の事業外収益	83	124				
(うち貯金利息)	105	132	4. 事業外費用	19	33				
(うち給付補填備金繰入)	3	4	(1)支払雑利息	-	0				
(うち譲渡性貯金利息)	-	-	(2)持分法による投資損	-	-				
(うち借入金利息)	4	5	(3)その他事業外費用	19	33				
(うちその他支払利息)	4	3	経常利益	396	419				
役務取引等費用	29	30	5. 特別利益	44	315				
その他事業直接費用	-	9	(1)固定資産処分益	17	2				
その他経常費用	155	331	(2)その他の特別利益	27	313				
(うち貸倒引当金戻入益)	△155	△12	6. 特別損失	71	383				
(うち貸出金償却)	-	-	(1)固定資産処分損	27	42				
信用事業総利益	2,255	2,180	(2)減損損失	9	27				
(3)共済事業収益	1,818	1,967	(3)その他の特別損失	35	313				
共済付加収入	1,702	1,841	税金等調整前当期利益	369	351				
その他の収益	115	126	法人税・住民税及び事業税	109	78				
(4)共済事業費用	93	120	法人税等調整額	△28	14				
共済推進費及び共済保全費	42	53	法人税等合計	80	92				
その他の費用	50	67	当期利益	288	258				
共済事業総利益	1,724	1,847	非支配株主に帰属する当期利益	-	-				
(5)購買事業収益	8,703	9,509	当期剰余金	288	258				
購買品供給高	8,216	9,025							
購買手数料	-	-							
その他の収益	486	483							
(6)購買事業費用	7,204	7,969							
購買品供給原価	6,746	7,443							
購買品供給費	260	316							
その他の費用	197	209							
購買事業総利益	1,498	1,539							
(7)販売事業収益	933	940							
販売品販売高	362	342							
販売手数料	432	466							
その他の収益	138	131							
(8)販売事業費用	538	527							
販売品販売原価	222	212							
販売費	230	226							
その他の費用	86	87							
販売事業総利益	394	412							

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度		平成30年度		科 目	令和元年度		平成30年度	
	自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日	自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日	自 平成30年3月1日 至 平成31年2月28日	自 平成30年3月1日 至 平成31年2月28日		自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日	自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日	自 平成30年3月1日 至 平成31年2月28日	自 平成30年3月1日 至 平成31年2月28日
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー					2. 投資活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前当期利益	369	351	369	351	有価証券の取得による支出	△4,860	△2,916	△4,860	△2,916
減価償却費	806	778	806	778	有価証券の売却等による収入	4,172	4,560	4,172	4,560
減損損失	9	27	9	27	金銭の信託の増加による支出	-	-	-	-
のれん償却額	-	-	-	-	金銭の信託の減少による収入	-	-	-	-
貸倒引当金の増加額(△は減少)	△165	△15	△165	△15	固定資産の取得による支出	△552	△3,400	△552	△3,400
賞与引当金の増加額(△は減少)	9	△72	9	△72	固定資産の売却による収入	236	2,100	236	2,100
退職給付に係る負債の増加額(△は減少)	109	△40	109	△40	補助金の受入による収入	26	313	26	313
その他引当金等の増加額(△は減少)	0	△1	0	△1	外部出資による支出	△0	△0	△0	△0
信用事業資金運用収益	△2,380	△2,475	△2,380	△2,475	外部出資の売却等による収入	0	0	0	0
信用事業資金調達費用	119	145	119	145	連結範囲の変更を伴う子会社及び	-	-	-	-
共済貸付金利息	△0	△11	△0	△11	子法人等の株式の取得による支出	-	-	-	-
共済借入金利息	0	11	0	11	連結範囲の変更を伴う子会社及び	-	-	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△180	△179	△180	△179	子法人等の株式の売却による収入	-	-	-	-
支払雑利息	-	0	-	0	投資活動によるキャッシュ・フロー	△977	656	△977	656
有価証券関係損益(△は益)	△7	△22	△7	△22	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー				
固定資産売却損益(△は益)	9	39	9	39	設備借入れによる収入	-	-	-	-
外部出資関係損益(△は益)	-	-	-	-	設備借入金の返済による支出	△33	△39	△33	△39
持分法による投資損益(△は益)	-	-	-	-	出資の増額による収入	240	142	240	142
<信用事業活動による資産及び負債の増減>					出資の払戻しによる支出	△335	△264	△335	△264
貸出金の純増(△)減	△1,528	△617	△1,528	△617	持分の取得による支出	△54	△55	△54	△55
預金の純増減(△)減	3,865	△1,316	3,865	△1,316	持分の譲渡による収入	55	50	55	50
貯金の純増減(△)	1,879	1,820	1,879	1,820	出資配当金の支払額	△49	△52	△49	△52
信用事業借入金の純増減(△)	△128	△194	△128	△194	非支配株主への配当金支払額	-	-	-	-
その他信用事業資産の増(△)減	△10	5	△10	5	連結範囲の変更を伴わない子会社及び	-	-	-	-
その他信用事業負債の増減(△)	△532	84	△532	84	子法人等の株式の取得による支出	-	-	-	-
<共済事業活動による資産及び負債の増減>					連結範囲の変更を伴わない子会社及び	-	-	-	-
共済貸付金の純増(△)減	47	921	47	921	子法人等の株式の売却による収入	-	-	-	-
共済借入金の純増減(△)	△42	△924	△42	△924	財務活動によるキャッシュ・フロー	△176	△219	△176	△219
共済資金の純増減(△)	△54	99	△54	99	4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-	-	-
未経過共済付加収入の純増減(△)	△30	△23	△30	△23	5. 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	2,168	△208	2,168	△208
その他共済事業資産の増(△)減	1	10	1	10	6. 現金及び現金同等物の期首残高	2,949	3,158	2,949	3,158
その他共済事業負債の増減(△)	△3	2	△3	2	7. 現金及び現金同等物の期末残高	5,118	2,949	5,118	2,949
<経済事業活動による資産及び負債の増減>									
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△364	△23	△364	△23					
経済受託債権の純増(△)減	△1,188	△1,173	△1,188	△1,173					
棚卸資産の純増(△)減	119	13	119	13					
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	5	△250	5	△250					
経済受託債務の純増減(△)	104	34	104	34					
その他経済事業資産の増(△)減	△19	7	△19	7					
その他経済事業負債の増減(△)	△70	50	△70	50					
<その他の資産及び負債の増減>									
その他資産の増(△)減	△326	△133	△326	△133					
その他負債の増減(△)	547	133	547	133					
未払消費税の増減(△)	-	△61	-	△61					
信用事業資金運用による収入	2,407	2,449	2,407	2,449					
信用事業資金調達による支出	△140	△148	△140	△148					
共済貸付金利息による収入	0	11	0	11					
共済借入金利息による支出	△1	△21	△1	△21					
事業分量配当金の支払額	-	-	-	-					
小 計	3235	△708	3235	△708					
雑利息及び出資配当金の受取額	180	179	180	179					
雑利息の支払額	-	0	-	0					
法人税等の支払額	△94	△116	△94	△116					
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,322	△646	3,322	△646					

(8) 連結注記表

<p>【令和元年度】</p> <p>1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>① 連結子会社 1社 株式会社 上越コープサービス</p> <p>② 非連結子会社・子法人等 1社 株式会社 アグリパートナー</p> <p>非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に、JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。また、非連結子会社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項</p> <p>① 持分法適用の関連法人等 0社</p> <p>② 持分法非適用の関連法人等 1社 妙高ふるさと振興株式会社</p> <p>持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。</p> <p>(4) のれんの償却方法及び償却期間 該当事項はありません。</p> <p>(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 現金及び現金同等物の資金の範囲 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。</p> <p>2 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法</p> <p>① 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法</p> <p>② その他有価証券</p> <p>1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>2) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法</p> <p>購買品（数量管理品）……………総平均法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>購買品（売価管理品）……………売価還元法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>購買品（個別管理品）……………個別法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>販売品（売価管理品）……………売価還元法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>加工品（製品、主要原材料）……………総平均法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>葬祭品……………総平均法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>宅地等（販売用不動産）……………個別法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>その他の棚卸資産（製品、仕掛品、主要原材料、福祉用具在庫品）……………総平均法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>その他の棚卸資産（上記以外）……………最終仕入原価法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>（株）上越コープサービスの棚卸資産……………最終仕入原価法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p> <p>(3) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。</p> <p>補助事業に係る農業関連施設 上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。</p> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しています。</p> <p>なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。</p> <p>(4) 引当金の計上基準</p> <p>① 貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処</p>	<p>分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。</p> <p>上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。</p> <p>すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。</p> <p>② 賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>③ 退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています</p> <p>(1) 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。</p> <p>(2) 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。</p> <p>④ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末支支給額を計上しています。</p> <p>⑤ ポイント引当金 JA事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。</p> <p>(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p> <p>3 連結貸借対照表に関する注記</p> <p>(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額 国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は10,045百万円であり、その内訳は、次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>4,556百万円</td> <td>構築物</td> <td>630百万円</td> </tr> <tr> <td>車両・運搬具</td> <td>49百万円</td> <td>機械装置</td> <td>4,407百万円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>92百万円</td> <td>器具・備品</td> <td>309百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 担保に供している資産 定期預金 8,000百万円を為替決済の担保に、定期預金 2百万円を地方公営企業法施行令第22条の3第2項に基づく担保に供しています。また、建物 185百万円及び土地 76百万円を設備借入金 94百万円の担保に供しています。</p> <p>(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 111百万円 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。</p> <p>(4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳 貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。</p> <p>貸出金のうち、延滞債権額は 416百万円です。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>貸出金のうち、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 27百万円です。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、443百万円です。</p> <p>なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>4 連結損益計算書に係る注記</p> <p>(1) 子会社等との取引による総額</p> <table border="1"> <tr> <td>① 子会社等との取引による収益総額</td> <td>51百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>28百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>22百万円</td> </tr> <tr> <td>② 子会社等との取引による費用総額</td> <td>196百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>196百万円</td> </tr> </table> <p>4 連結損益計算書に関する注記</p> <p>(2) 減損損失に関する注記</p> <p>① グルーピングの方法と共用資産の概要 当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、セレクトサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。</p> <p>本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。</p> <p>② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。</p>	建物	4,556百万円	構築物	630百万円	車両・運搬具	49百万円	機械装置	4,407百万円	土地	92百万円	器具・備品	309百万円	① 子会社等との取引による収益総額	51百万円	うち事業取引高	28百万円	うち事業取引以外の取引高	22百万円	② 子会社等との取引による費用総額	196百万円	うち事業取引高	0百万円	うち事業取引以外の取引高	196百万円
建物	4,556百万円	構築物	630百万円																						
車両・運搬具	49百万円	機械装置	4,407百万円																						
土地	92百万円	器具・備品	309百万円																						
① 子会社等との取引による収益総額	51百万円																								
うち事業取引高	28百万円																								
うち事業取引以外の取引高	22百万円																								
② 子会社等との取引による費用総額	196百万円																								
うち事業取引高	0百万円																								
うち事業取引以外の取引高	196百万円																								

場所	用途	種類
旧なおえつ保倉支店	遊休	建物、構築物
大島旭ライスセンター	遊休	建物、機械装置、土地
大島旭倉庫	遊休	建物、土地

③ 減損損失の認識に至った経緯
旧なおえつ保倉支店、大島旭ライスセンター及び大島旭倉庫は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧なおえつ保倉支店	4,244千円	(建物4,023千円、構築物221千円)
大島旭ライスセンター	3,780千円	(建物1,375千円、機械装置1,382千円、土地1,022千円)
大島旭倉庫	1,235千円	(建物345千円、機械装置889千円)
合計	9,260千円	(建物5,744千円、構築物221千円、機械装置1,382千円、土地1,912千円)

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率
旧なおえつ保倉支店、大島旭ライスセンター及び大島旭倉庫の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産税評価額(土地)に基づき算定しています。

5 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.155%上昇したものと想定した場合には、経済価値が375百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	219,302	219,396	94
有価証券			
その他有価証券	10,383	10,383	-
貸出金(注1)	63,084		
貸倒引当金(注2)	△74		
貸倒引当金控除後	63,010	65,864	2,854
経済委託債権	4,078	4,078	-
資産計	292,737	295,644	2,948
貯金	304,319	304,428	108
負債計	304,319	304,428	108

(注1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 33 百万円を含めています。
(注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法
【資産】

① 預金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券
債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元金合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額		12,695 百万円				
外部出資(注1)		12,695 百万円				
(注1) 外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。						

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	211,002	8,300	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	600	597	182	100	740	7,679
貸出金(注1, 2, 3)	5,939	4,136	3,583	3,287	3,014	42,939
経済委託債権	4,078	-	-	-	-	-
合計	221,619	13,034	3,766	3,387	3,755	50,618

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く) 704 百万円については、「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。
(注2) 貸出金のうち、3 カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 88 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。
(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 61 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	250,811	28,546	19,347	2,512	1,787	1,128
合計	250,811	28,546	19,347	2,512	1,787	1,128

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する注記
(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項
① その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	株式	-	-
	受益証券	1,761	1,587
	債券	-	-
	国債	3,141	3,039
	地方債	578	547
	政府保証債	207	199
	金融債	-	-
	社債	2,841	2,810
	小計	8,529	8,186
	合計	10,383	10,112
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	-	-
	受益証券	1,252	1,318
	債券	-	-
	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	金融債	-	-
	社債	601	607
	小計	1,853	1,926
	合計	10,383	10,112

なお、上記差額から繰延税金負債 74 百万円を差し引いた額 196 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	-	-	-
受益証券	266	13	-
債券	-	-	-
国債	2,119	16	-
地方債	-	-	-
政府保証債	106	2	-
金融債	-	-	-
社債	100	0	-
合計	2,592	32	-

(4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

7 退職給付に関する注記

1. えちご上越農業協同組合

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付と規定に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,585 百万円
勤務費用	266 百万円
利息費用	6 百万円
数理計算上の差異の発生額	166 百万円
退職給付の支払額	△335 百万円
期末における退職給付債務	5,689 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,229 百万円
期待運用収益	24 百万円
数理計算上の差異の発生額	△1 百万円
特定退職共済制度への拠出金	198 百万円
退職給付の支払額	△224 百万円
期末における年金資産	3,227 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,689 百万円
特定退職共済制度	△3,227 百万円
未積立退職給付債務	2,462 百万円
貸借対照表計上額純額	2,462 百万円
退職給付引当金	2,462 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	266 百万円
利息費用	6 百万円
期待運用収益	△24 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	168 百万円
合計	416 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	66%
年金保険投資	24%
現金及び預金	6%
その他	4%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00~0.38% 長期期待運用収益率 0.77%

(9) 特別業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条

に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特別業務負担金 70 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 31 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特別業務負担金の将来見込額は、878 百万円となっています。

2. 株式会社上越コープサービス

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給付と規定に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	17 百万円
勤務費用	7 百万円
退職給付の支払額	- 百万円
特定退職共済制度への拠出金	△4 百万円
期末における退職給付引当金	20 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	75 百万円
特定退職共済制度	△55 百万円
未積立退職給付債務	20 百万円
退職給付引当金	20 百万円

(4) 簡便法で計算した退職給付費用

7 百万円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数 該当なし

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

	えちご上越 農業協同組合	株式会社 上越コープ サービス
繰延税金資産		
退職給付引当金	681 百万円	6 百万円
貸倒引当金超過額	- 百万円	- 百万円
賞与引当金	48 百万円	1 百万円
固定資産減損損失否認額	39 百万円	- 百万円
未払費用否認額	6 百万円	0 百万円
役員退職慰労引当金	10 百万円	0 百万円
その他	37 百万円	0 百万円
繰延税金資産小計	822 百万円	9 百万円
評価性引当額	△42 百万円	- 百万円
繰延税金資産合計(A)	780 百万円	9 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△74 百万円	- 百万円
その他	- 百万円	0 百万円
繰延税金負債合計(B)	△74 百万円	0 百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	705 百万円	9 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

	えちご上越 農業協同組合	株式会社 上越コープ サービス
法定実効税率	27.66%	34.10%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.32%	0.87%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.08%	-
住民税均等割等	1.92%	0.47%
税額控除	△3.81%	0.00%
評価性引当額の増減	△4.86%	-
その他	△1.1%	△0.49%
税効果会計適用後の法人税の負担率	17.05%	34.95%

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)等を当年度から適用しています。

9 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	220,997 百万円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△215,879 百万円
現金及び現金同等物	5,118 百万円

【平成30年度】

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社 1社
株式会社 上越コープサービス
- ② 非連結子会社・子法人等 1社
株式会社 アグリパートナー

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に、JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。また、非連結子会社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連法人等 0社
- ② 持分法非適用の関連法人等 1社
妙高ふるさと振興株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- ② その他有価証券

1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（数量管理品）	総平均法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
購買品（個別管理品）	個別法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
販売品（売価管理品）	売価還元法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
加工品（製品、主要原材料）	総平均法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
葬祭品	総平均法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
宅地等（販売用不動産）	個別法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産（製品、仕掛品、主要原材料、福祉用具在庫品）	総平均法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産（上記以外）	最終仕入原価法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
（株）上越コープサービスの棚卸資産	最終仕入原価法による原価法 （収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

【会計方針の変更に関する注記】

○棚卸資産の評価方法

購買品の評価方法は、従来、最終仕入原価法によっていましたが、在庫品の管理手法を売価管理から数量管理へ変更し、当事業年度から総平均法に変更しました。当該会計方針の変更は、前事業年度中における在庫管理システムの変更によるものであり、前事業年度末時点の総平均法原価を正確に算出できません。そのため、前事業年度末の購買品の帳簿価額を当事業年度の期首残高として、期首から将来にわたり総平均法を適用しています。なお、この変更による影響は軽微です。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当

基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生していません。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

(6) 決算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、原則、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。また、期末に残高が無い勘定科目は、「-」で表示しています。

3 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は10,015百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	3,950百万円	建物附属設備	605百万円
構築物	623百万円	機械装置	4,386百万円
車両・運搬具	49百万円	器具・備品	308百万円
土地	91百万円		

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000百万円を為替決済の担保に、定期預金 2百万円を地方公営企業法施行令第22条の3第2項に基づく担保に供しています。また、建物 193百万円及び土地 76百万円を設備借入金 127百万円の担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 104百万円
理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

(4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。貸出金のうち、延滞債権額は 431百万円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3か月以上延滞債権額ははありません。なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、431百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4 連結損益計算書に係る注記

(1) 子会社等との取引による総額

① 子会社等との取引による収益総額	39百万円
うち事業取引高	33百万円
うち事業取引以外の取引高	5百万円
② 子会社等との取引による費用総額	261百万円
うち事業取引高	0百万円
うち事業取引以外の取引高	261百万円

(2) 減損損失に関する注記

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店を含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター、中央燃料センター、東燃料セン

ター、南燃料センター、ライフサービス、セレモニーサービス)については関連施設ごとに、また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、生活関連施設的生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えております。他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについて、その用途、種類、場所などの概要当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場所	用途	種類
ローン営業センター	遊休	建物、その他の有形固定資産、土地
牧加工所	遊休	建物、機械装置
名立森倉庫	遊休	土地
旧杉野沢支店	遊休	建物、その他の有形固定資産

③ 減損損失の認識に至った経緯

ローン営業センター、牧加工所及び名立森倉庫は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額を評価しその差額を減損損失として認識しました。

また、旧杉野沢支店は賃貸用固定資産として使用されておりますが、使用価額が帳簿価額に達していないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

ローン営業センター	22,921千円	(建物2,626千円、その他103千円、土地20,191千円)
牧加工所	3,806千円	(建物2,912千円、機械装置894千円)
名立森倉庫	146千円	(土地146千円)
旧杉野沢支店	569千円	(建物550千円、その他19千円)
合計	27,444千円	(建物6,088千円、機械装置894千円、土地20,337千円、その他123千円)

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

ローン営業センター、牧加工所及び名立森倉庫の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産税評価額(土地)に基づき算定しています。

旧杉野沢支店の回収可能額については使用価値を採用しておりますが、割引率についてはキャッシュ・フローを5年で計算していることから、適用していません。

5 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などに貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.135%上昇したものと想定した場合には、経済価値が124百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作

成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	221,019	221,167	147
有価証券			
その他有価証券	9,883	9,883	-
貸出金(注1)	61,559		
貸倒引当金(注2)	△233		
貸倒引当金控除後	61,326	63,666	2,340
資産計	292,229	294,717	2,488
貯金	302,254	302,385	130
負債計	302,254	302,385	130

(注1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金36百万円を含めています。

(注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元金合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額				
	外部出資(注1)				
	12,675百万円				
(注1) 外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。					
(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
預金	204,619	8,100	8,300	-	-
有価証券					
その他有価証券のうち満期が来るもの	3,500	600	606	277	100
貸出金(注1, 2, 3)	6,329	4,261	3,747	3,191	2,915
合計	214,449	12,961	12,654	3,468	3,015

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)784百万円については、「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等93百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件52百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

	有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位:百万円)				
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
貯金(注1)	241,630	27,917	26,869	2,267	2,311
合計	241,630	27,917	26,869	2,267	2,311

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるものその他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)

種類	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	株式	-	-
	受益証券	1,280	1,154
	債券	-	-
	国債	3,424	3,338
	地方債	1,167	1,151
	政府保証債	709	699
	金融債	-	-
	社債	1,112	1,107
小計	7,693	7,450	
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	-	-
	受益証券	1,591	1,632
	債券	-	-
	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	金融債	-	-
	社債	598	602
小計	2,190	2,235	
合計	9,883	9,685	

なお、上記差額から繰延税金負債 54 百万円を差し引いた額 143 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	-	-	-
受益証券	175	5	-
債券	-	-	-
国債	2,242	41	-
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
社債	-	-	-
合計	2,417	47	-

(4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

7 退職給付に関する注記

1. えちご上越農業協同組合

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,666 百万円
勤務費用	277 百万円
利息費用	9 百万円
数理計算上の差異の発生額	41 百万円
退職給付の支払額	△409 百万円
期末における退職給付債務	5,585 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,268 百万円
期待運用収益	25 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
特定退職共済制度への拠出金	205 百万円
退職給付の支払額	△269 百万円
期末における年金資産	3,229 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,585 百万円
特定退職共済制度	△3,229 百万円
未積立退職給付債務	2,355 百万円
貸借対照表計上額純額	2,355 百万円
退職給付引当金	2,355 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	277 百万円
利息費用	9 百万円
期待運用収益	△25 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	41 百万円
合計	303 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	70%
年金保険投資	23%
現金及び預金	4%
その他	3%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00~0.75%
長期期待運用収益率	0.77%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 72 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 30 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、965 百万円となっています。

2. 株式会社上越コープサービス

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	16 百万円
勤務費用	6 百万円
退職給付の支払額	△1 百万円
特定退職共済制度への拠出金	△4 百万円
期末における退職給付引当金	17 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	68 百万円
特定退職共済制度	△50 百万円
未積立退職給付債務	17 百万円
退職給付引当金	17 百万円

(4) 簡便法で計算した退職給付費用

6 百万円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数 該当なし

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	えちご上越 農業協同組合	備上越コープ サービス
退職給付引当金	651 百万円	5 百万円
貸倒引当金超過額	10 百万円	0 百万円
賞与引当金	45 百万円	1 百万円
固定資産減損損失否認額	53 百万円	- 百万円
未払費用否認額	3 百万円	0 百万円
役員退職慰労引当金	8 百万円	0 百万円
その他	31 百万円	0 百万円
繰延税金資産小計	805 百万円	8 百万円
評価性引当額	△60 百万円	- 百万円
繰延税金資産合計(A)	744 百万円	8 百万円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△54 百万円	- 百万円
その他	- 百万円	1 百万円
繰延税金負債合計(B)	△54 百万円	1 百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	690 百万円	9 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	えちご上越 農業協同組合	備上越コープ サービス
法定実効税率 (調整)	27.66%	34.10%
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.11%	0.71%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.16%	-
住民税均等割等	2.05%	0.37%
税額控除	△2.36%	-
評価性引当額の増減	△1.13%	-
その他	0.24%	0.11%
税効果会計適用後の法人税の負担率	△24.93%	35.30%

9 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	221,693 百万円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△219,744 百万円
現金及び現金同等物	2,949 百万円

(9) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度	30 年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	-	-
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	10,732	10,526
2 利益剰余金増加高	288	258
当期剰余金	288	258
3 利益剰余金減少高	49	52
配当金	49	52
4 利益剰余金期末残高	10,972	10,732

(10) 連結ベースのリスク管理債権残高

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	30 年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	416	431	△15
3 ヶ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	27	-	27
合 計	443	431	12

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3 ヶ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結ベースの事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和元年度	30 年度
信 用 事 業	事業収益	2,559	2,698
	経常利益	318	262
	資産の額	295,770	295,295
共 済 事 業	事業収益	1,818	1,967
	経常利益	807	939
	資産の額	1	50
農 業 関 連 事 業	事業収益	6,285	6,418
	経常利益	△316	△335
	資産の額	—	—
生 活 そ の 他 事 業	事業収益	7,400	7,814
	経常利益	227	183
	資産の額	—	—
営 農 指 導 事 業	事業収入	82	78
	経常利益	△640	△623
	資産の額	—	—
合 計	事業収益	18,144	18,975
	経常利益	396	426
	資産の額	330,323	328,648

(注) 上記の資産の額(合計)は連結貸借対照表上の総資産額です。信用事業、共済事業のみ資産の額を記載しています。

2 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和2年2月末における連結自己資本比率は、14.43%となりました。
当JAの自己資本は、組合員からの普通出資金によっています。

◇ 普通出資による資本調達手段

項 目	内 容
発行主体	えちご上越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,702百万円(前年度7,798百万円)

自己資本比率の算出に際しては、「自己資本比率算出要領」「自己資本比率算出事務手続」に則り算出しており、信用リスク、オペレーショナル・リスクの適正管理、内部留保の積み上げなどにより、自己資本の充実に努めています。

19年度以降、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総合的に捉え、自己資本と比較・対照し、経営の健全性維持・強化を図っています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

項 目	当期末	前期末	経過措置による不 算入額
コア資本にかかる基礎項目			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,562	18,425	
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,702	7,798	
うち、再評価積立金の額	-	-	
うち、利益剰余金の額	10,972	10,732	
うち、外部流出予定額 (△)	58	49	
うち、上記以外に該当するものの額	△54	△55	
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-	
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	41	187	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	41	187	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
うち、回転出資金の額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	18,603	18,613	
コア資本にかかる調整項目			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	30	14	3
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	30	14	3
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-

項 目	当期末	前期末	経過措置による不算入額
特定項目に係る 10%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る 15%基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	30	14	
自己資本			
自己資本の額 (イ) - (ロ)	18,572	18,598	
リスク・アセット等			
信用リスク・アセットの額の合計額	114,614	108,278	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,050	△9,811	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く）		3	
うち、繰延税金資産		-	
うち、退職給付に係る資産		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,050	△9,814	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	14,061	14,261	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	128,676	122,539	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 (ハ) / (二)	14.43%	15.17%	

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 27 年金融庁・農水省告示第 7 号) に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

信用リスク・アセット	令和元年度			30年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本額 b = a × 4%
現金	1,694	-	-	1,674	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,050	-	-	3,354	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,587	-	-	6,705	-	-
外国の中央政府等以外の公営部門向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け	100	-	-	200	-	-
我が国の政府関係機関向け	99	-	-	500	-	-
地方三社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	226,074	44,836	1,793	224,022	44,804	1,792
法人等向け	4,450	2,366	94	2,873	1,208	48
中小企業等向け及び個人向け	8,283	5,101	204	6,682	3,955	158
貸付種別住宅ローン	229	76	3	281	95	3
不動産取得等事業向け	2,356	2,305	92	2,435	2,371	94
三月以上延滞等	35	51	2	49	69	2
取立未済手形	28	5	0	17	3	0
信用保証協会等保証付	38,272	3,760	150	39,433	3,870	154
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済体貸付	-	-	-	49	-	-
出資等	2,466	2,466	98	2,485	2,485	99
（うち出資等のエクスポージャー）	2,466	2,466	98	2,486	2,486	99
（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	36,186	58,758	2,350	35,787	58,274	2,330
（うち他の金融機関等の対象資本等関連手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連関連手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	-	-	-	4,033	10,083	403
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	14,242	35,606	1,424	10,209	25,523	1,020
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	807	2,017	80	752	1,880	75
（うち総株主等の議	-	-	-	-	-	-

	決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー						
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない、他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	21,136	21,134	845	20,792	20,787	831
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2906	937	37	-	-	-
	(うちレックスルー方式)	2909	937	37	-	-	-
	(うちマウント方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	総貸借置よりリスク・アセットの額に算入となるものの額	-	-	-	-	3,703	148
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る総貸借置よりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	6,050	242	-	9,814	392
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
	CVAリスク当額:-8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
	合計(信用リスク・アセットの額)	330,170	114,614	4,584	329,331	108,407	4,336
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		14,061	562	14,112	564		
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
		128,676	5,147	128,959	5,158		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入となるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法） >

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

（3）信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（9～11 ページ）をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

当連結グループでは、連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

i 格付等の使用

リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用していません。

適格格付機関

- 株式会社格付投資情報センター(R & I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

※リスク・ウエイトとは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ii リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下に定めるとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
（単位：百万円）

区 分	令和元年度				30年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	
法人	農業	616	616	-	-	575	575	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	28	28	-	-	30	30	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	221	21	200	-	127	127	-	0
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,811	-	1,811	-	809	-	809	-
	運輸・通信業	912	-	912	-	904	-	904	-
	金融・保険業	228,097	7,540	-	-	228,257	5,536	401	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,444	1,244	200	-	1,664	1,464	200	-
	日本国政府・地方公共団体	8,637	5,038	3,598	-	10,060	5,552	4,507	-
	上記以外	1,351	1,351	-	-	786	780	-	2
	個人	47,833	47,821	-	51	47,676	47,658	-	68
その他	36,359	-	-	2	38,614	106	-	-	
業種別残高計	327,310	63,156	7,225	53	329,503	61,735	6,922	70	
残存期間別残高計	1年以下	214,379	1,555	603	/	211,334	1,970	3,511	/
	1年超3年以下	10,403	1,766	301	/	19,850	2,478	904	/
	3年超5年以下	3,077	2,460	617	/	2,413	2,310	102	/
	5年超7年以下	3,549	2,730	818	/	2,412	2,093	318	/
	7年超10年以下	8,238	6,116	2,122	/	7,252	6,226	1,025	/
	10年超	50,348	47,585	2,762	/	46,365	45,306	1,059	/
	期限の定めのないもの	37,311	941	-	/	39,877	1,349	-	/
残存期間別残高計	327,310	63,156	7,225	/	329,503	61,735	6,922	/	

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。
 2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
 4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
 5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額
（単位：百万円）

区 分	令和元年度					30年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	187	41	-	187	41	211	187	-	211	187
個別貸倒引当金	65	46	3	61	46	57	65	-	57	65

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額 (単位：百万円)

区 分	令和元年度						30年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	0	-	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	上記以外	3	3	-	3	3	-	4	3	-	1	3	-
個人	62	43	3	58	43	-	53	62	-	56	62	-	
業種別計	65	46	3	61	4	-	57	65	-	57	65	-	

(注) 当JAでは国内の限られたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高 (単位：百万円)

	令和元年度			30年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高						
リスク・ウェイト 0%	-	13,455	13,455	-	17,079	17,079
リスク・ウェイト 2%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 10%	-	37,605	37,605	-	38,739	38,739
リスク・ウェイト 20%	-	224,547	224,547	-	224,646	224,646
リスク・ウェイト 35%	-	235	235	-	289	289
リスク・ウェイト 50%	1,920	497	2,417	609	648	1,258
リスク・ウェイト 75%	-	6,394	6,394	-	4,874	4,874
リスク・ウェイト 100%	1,405	30,213	31,619	904	30,668	31,572
リスク・ウェイト 150%	-	35	35	-	44	44
リスク・ウェイト 200%	-	-	-	-	7,529	7,529
リスク・ウェイト 250%	-	11,000	11,000	-	3,433	3,433
その他	-	-	-	-	38	38
リスク・ウェイト 1250%	-	-	-	-	-	-
計	3,326	323,984	327,310	1,513	327,993	329,507

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したもののについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度		30年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	100	-	200
我が国の政府関係機関向け	-	99	-	500
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向けおよび第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	50	-	38	-
中小企業等向けおよび個人向け	171	873	183	760
抵当権住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	3	-
三月以上延滞等	-	0	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合 計	221	1,074	225	1,461

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

① 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

【令和元年度】

与信相当額の算出に用いる方式：カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額	担保			信用リスク削 減効果勘案後 の与信相当額
			現金・自組合貯 金	債券	その他	
①外国為替関連取引	-	-	-	-	-	-
②金利関連取引	-	-	-	-	-	-
③金関連取引	-	-	-	-	-	-
④株式関連取引	-	-	-	-	-	-
⑤貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
⑥その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
⑦クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	-	-	-	-	-
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		-				-
合計	-	-	-	-	-	-

【30年度】

与信相当額の算出に用いる方式：カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削 減効果勘案前 の与信相当額	担保			信用リスク削 減効果勘案後 の与信相当額
			現金・自組合貯 金	債券	その他	
①外国為替関連取引	-	1	-	-	-	1
②金利関連取引	-	-	-	-	-	-
③金関連取引	-	-	-	-	-	-
④株式関連取引	-	27	-	-	-	27
⑤貴金属（金を除く）関連取引	-	-	-	-	-	-
⑥その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
⑦クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	27	-	-	-	27
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果（△）		-				-
合計	-	27	-	-	-	27

② 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

【令和元年度】、【30年度】ともに、該当する取引はありません。

③ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

【令和元年度】、【30年度】ともに、該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

① リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、事務・システム・人的・リーガル・有形資産などといった個々のリスクからなるものです。

当JAでは、理事長以下、常勤役員及び関係部署長で構成する総合リスク管理委員会において、個々のリスクの管理を行っています。

② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、事業総利益から国債等債券売却益・償還益、信用事業に係るその他経常収益及び信用事業以外の事業に係るその他収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、信用事業に係るその他経常費用及び信用事業以外の事業に係るその他費用を加算して算出します。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に連結貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析のほか、毎月定期的な連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会などへの参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会などの財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和元年度		30年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,486	2,486	2,485	2,485
合計	2,486	2,486	2,485	2,485

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは連結貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和元年度			30年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	0	-	-	0

- ④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）（単位：百万円）

令和元年度		30年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

- ⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

評価益・評価損ともに発生していません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和元年度	30年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,906	
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、市場金利が上下に1%変動した時に発生する経済価値の変化額（低下額）を金利リスク量として毎月算出しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0~5年の期間に均等に振り分けて（平均残存2.5年）リスク量を算定しています。
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.24年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明
内部モデルは使用しておりません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ ΔEVE および ΔNII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる ΔEVE および ΔNII と大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項 (単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,497			
2	下方パラレルシフト	-			
3	スティープ化	2,560			
4	フラット化	310			
5	短期金利上昇	74			
6	短期金利低下	221			
7	最大値	2,560			
		ホ		ハ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	18,477			

財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの平成31年3月1日から令和2年2月29日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和2年 6月 29日

えちご上越農業協同組合

代表理事理事長 羽深 真一

2 役員構成

(令和2年2月29日現在)

役 職	氏 名	役 職	氏 名
経営管理委員会 会長	青木 克明	経 営 管 理 委 員	吉田 悟
経 営 管 理 委 員	遠藤 義雄	経 営 管 理 委 員	川村 康夫
経 営 管 理 委 員	丸山 貞作	経 営 管 理 委 員	笠原 浩一
経 営 管 理 委 員	三上 治平	経 営 管 理 委 員	笹原 茂
経 営 管 理 委 員	小林 正	経 営 管 理 委 員	飯田 英人
経 営 管 理 委 員	青山 俊子	経 営 管 理 委 員	渡邊 清
経 営 管 理 委 員	早津 修一	経 営 管 理 委 員	保倉 一敏
経 営 管 理 委 員	佐藤 文夫	経 営 管 理 委 員	野呂 和男
経 営 管 理 委 員	丸山 富一郎	経 営 管 理 委 員	長井 幸夫
経 営 管 理 委 員	西山 喜美江	経 営 管 理 委 員	金井 茂康
経 営 管 理 委 員	古川 一広	経 営 管 理 委 員	中村 誠
経 営 管 理 委 員	岡田 豊彦	経 営 管 理 委 員	武田 敏一
経 営 管 理 委 員	丸山 新	経 営 管 理 委 員	加藤 謙太郎
経 営 管 理 委 員	塩坪 貞雄	経 営 管 理 委 員	秋山 利夫
経 営 管 理 委 員	西山 学	代 表 理 事 理 事 長	藤山 作次
経 営 管 理 委 員	池亀 善男	代 表 理 事 専 務 理 事	羽深 真一
経 営 管 理 委 員	山本 幸代	常 務 理 事	石山 忠雄
経 営 管 理 委 員	渡邊 正良	常 務 理 事	高山 孝次
経 営 管 理 委 員	峯村 弘	常 勤 (代 表) 監 事	伊倉 勝
経 営 管 理 委 員	渡部 隆吉	監 事	武田 良一
経 営 管 理 委 員	綿貫 孝子	監 事 (員 外)	峰村 義和
経 営 管 理 委 員	古越 春男		

3 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分	前期末 (平成30年 2月28日)	当期 加入	当期脱退					当期末 (平成30年 2月28日)	増減	
			持分全部 の譲渡	資格 喪失	死亡また は解散	除名	計			
正組合員	個 人 (うち女性)	17,129 (2,725)	383 (147)	277 (56)	72 (12)	300 (60)	- (-)	649 (128)	16,863 (2,744)	△266 (△19)
	法人	農事組合法人	114	6	-	-	-	-	120	6
		その他の法人	62	3	1	-	1	-	63	1
小 計	17,305	392	278	72	301	-	651	17,046	△259	
准組合員	個 人 (うち女性)	21,788 (6,640)	593 (227)	258 (78)	245 (105)	253 (75)	- (-)	756 (258)	21,625 (6,609)	△163 (△31)
	農業協同組合	1	-	-	-	-	-	-	1	0
	農事組合法人	1	-	-	-	-	-	-	1	0
	その他の団体	1,035	4	5	-	7	-	12	1,027	△8
小 計	22,825	597	263	245	260	-	768	22,654	△171	
合 計	40,130	989	541	317	561	-	1,419	39,700	△430	

4 組合員組織の状況

(令和2年2月29日現在)

組織名	構成員数
農家組合 (905 組織)	19,265 人
青年部	
安塚地区青年部	22 人
浦川原地区青年部	23 人
大島青年部	17 人
大潟地区青年部	16 人
頸城地区青年部	19 人
吉川地区青年部	11 人
高田地区青年部	83 人
直江津地区青年部	47 人
上越地区青年部	11 人
三和地区青年部	13 人
清里地区青年部	20 人
牧地区青年部	24 人
名立青壮年部	15 人
新井青年部	30 人
板倉地区青年部	49 人
女性部	
JAえちご上越女性部 (4 支部 32 組織)	1,620 人
年金友の会 (20 組織)	22,603 人
助けあい組織	
JAえちご上越助けあい組織	196 人
生産組織連絡協議会	
JAえちご上越農業生産組織連絡協議会	2,534 人
園芸	
JAえちご上越花卉部会	16 人
JAえちご上越いちじく部会	12 人
JAえちご上越自然薯部会	43 人
JAえちご上越アスパラ菜部会	37 人
JAえちご上越あるるん畑利用組合	672 人
JAえちご上越浦川原物産館利用組合	296 人
園芸関係部会 (22 組織)	671 人
稲作	
頸北地区稲作部会等 (9 組織)	316 人
上越地区稲作部会 (13 支部)	226 人
採種	
新井水稻採種部会	46 人
清里水稻採種組合	13 人
JA えちご上越大豆採種組合	3 組織
畜産	
酪農部会	11 人
肉用牛部会	12 人
大豆・そば組織	28 組織

(注) 当JAの組合員組織を記載しています。

5 特定信用事業代理業者の状況

代理業者はありません。

6 地区一覧

新潟県上越市・妙高市（2市）

7 沿革・あゆみ

年 月	できごと
昭和 61 年	1 月 新潟県「広域 J A 合併構想」が策定される
平成 9 年	6 月 上越地区連絡協で「上越地区一円広域 J A 合併取組方針」を確認
	9 月 「上越地区広域 J A 合併研究会」を設立
平成 10 年	4 月 総代会提出中間報告資料として研究資料第 1 号を発行
平成 11 年	1 月 研究資料第 2 号を発行し集落座談会の意見を集約
	5 月 研究資料第 3 号「合併 Q & A」を発行
	7 月 合併協議会設立
	9 月 研究資料第 4 号発行
平成 12 年	11 月 新 J A 名「えちご上越」に決定
	1 月 研究資料第 5 号発行。同年 1 月～2 月財務確認調査・監査実施
	3 月 市町村長立ち会いのもとに合併予備調印式を挙行
平成 13 年	5 月 合併（臨時）総会にて 7 J A が合併を議決 上越市藤巻の J A 上越会館を新 J A の本店とする
	3 月 「J A えちご上越」が発足
平成 16 年	5 月 第 3 回 通常総代会にて「経営管理委員会制度」の導入、 「J A 改革」（26 支店構想等）を議決
	11 月 10 支店・2 出張所を 8 支店（安塚・谷浜・三和・清里・牧・板倉・関山・妙高高原）に統合
平成 17 年	5 月 第 4 回 通常総代会にて経営管理委員 36 名を選任、 経営管理委員会制度の導入開始
	11 月 11 支店・5 出張所・1 店を 5 支店（はまなす・頸城・上越・新井・泉）に統合
平成 18 年	11 月 6 支店・3 出張所を 5 支店（吉川・和田・中央・春日・有田）に統合
平成 19 年	2 月 3 支店・1 店を 2 支店（八千浦南川・名立）に統合
平成 20 年	5 月 第 7 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 23 年	5 月 第 10 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 24 年	3 月 「J A えちご上越 総合ポイント制度」の導入
平成 26 年	1 月 J A えちご上越マスコットキャラクター「えこもりん」の誕生
	5 月 第 13 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 28 年	7 月 地産地消複合直売施設『あるるんの杜』の開店
平成 29 年	5 月 第 16 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 30 年	4 月 『上越あるるん村』（あるるん畑、あるるんの杜、あるるんの海）の開店
平成 31 年	6 月 『妙高はねうまカントリー』の稼働

8 店舗等のご案内

(令和2年3月1日現在)

店舗名	住 所	電話番号	ATM台数
本店	上越市藤巻5番30号	025-527-2001	1

【上越地域】

店舗名	住 所	電話番号	ATM台数
和田支店	上越市大和2丁目4番30号	025-524-2701	1
中央支店	上越市大字上中田990番地	025-524-3930	1
春日支店	上越市春日山町3丁目3番17号	025-523-2885	1
有田支店	上越市春日新田5丁目3番30号	025-543-2661	2
谷浜支店	上越市大字有間川465番地1	025-546-2331	—
上越支店	上越市大字長面94番地1	025-524-6736	2
富岡出張所	上越市大道福田615番地	025-523-5330	—
三和支店	上越市三和区野820番地	025-532-2311	1
清里支店	上越市清里区荒牧1068番地1	025-528-3131	1
牧支店	上越市牧区柳島803番地	025-533-6121	1
名立支店	上越市名立区名立大町4211番地	025-537-2211	1

【わかば地域】

店舗名	住 所	電話番号	ATM台数
安塚支店	上越市安塚区安塚2544番地	025-592-2019	1
浦川原支店	上越市浦川原区顕聖寺195番地1	025-599-2331	1
大島支店	上越市大島区岡3320番地22	025-594-3346	1

【頸北地域】

店舗名	住 所	電話番号	ATM台数
はまなす支店	上越市柿崎区柿崎3337番地1	025-536-2283	1
大湊支店	上越市大湊区土底浜3035番地の1	025-534-3121	1
頸城支店	上越市頸城区百間町310番地の2	025-530-2321	1
八千浦南川支店	上越市頸城区上吉194番地5	025-531-0717	1
吉川支店	上越市吉川区片田1500番地	025-548-2323	1

【頸南地域】

店舗名	住 所	電話番号	ATM台数
新井支店	妙高市朝日町1丁目7番9号	0255-72-2260	2
泉支店	妙高市大字下濁川1846番地1	0255-75-2322	—
中郷支店	上越市中郷区二本木1372番地1	0255-74-2033	1
板倉支店	上越市板倉区針881番地4	0255-78-2311	1
関山支店	妙高市大字関山1185番地	0255-82-2002	1
妙高高原支店	妙高市大字田口291番地	0255-86-3121	1

【店外ATM】

名 称	住 所	ATM台数
上越ウィングSCATM コーナー	上越市大字富岡539番地2	1
上越総合病院 ATM コーナー	上越市大道福田616番地	1
なおえつ保倉店 ATM コーナー	上越市大字上名柄731番地1	1
旧柿崎支店 ATM コーナー	上越市柿崎区柿崎6332番地1	1
けいなん総合病院 ATM コーナー	妙高市田町2丁目4番7号	1
新井SCATM コーナー	妙高市栗原4丁目7番11号	1
上越あるるん村 ATM コーナー	上越市大道福田621	1

＜組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第 204 条関係＞

開示項目	開示項目
概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	P82
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	P83
○事務所の名称及び所在地	P86
○特定信用事業代理業者に関する事項	P85
主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	P17 ~22
主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	P 2
○直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	P34
・経営収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	P34
・経常利益又は経常損失	P34
・当期剰余金又は当期損失金	P34
・出資金及び出資口数	P34
・純資産額	P34
・総資産額	P34
・貯金等残高	P34
・貸出金残高	P34
・有価証券残高	P34
・単体自己資本比率	P34
・剰余金の配当の金額	P34
・職員数	P34
○直近の 2 事業年度における事業の状況	
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗収益及び事業粗利益率	P34
・資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	P34
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	P35
・受取利息及び支払利息の増減	P35
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	P47
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	P47
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	P36
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	P36
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	P36
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	P36
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の	P37
	区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額
	・用途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高
	・主要な農業関係の貸出実績
	・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合
	・貯貸率の期末値及び期中平均値
	◇有価証券に関する指標
	・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高
	・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高
	・有価証券の種類別の平均残高
	・貯証率の期末値及び期中平均値
	業務の運営に関する事項
	○地域密着型金融への取組み
	○リスク管理の体制
	○法令遵守の体制
	○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容
	組合の直近の 2 事業年度における財産の状況
	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
	○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
	・破綻先債権に該当する貸出金
	・延滞債権に該当する貸出金
	・3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金
	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金
	○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額
	○自己資本の充実の状況
	○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
	・有価証券
	・金銭の信託
	・デリバティブ取引
	・金融等デリバティブ取引
	・有価証券店頭デリバティブ取引
	○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
	○貸出金償却の額

＜連結（組合及び子会社等）に関する開示項目 農業協同組合施行規則第 205 条関係＞

開示項目	開示項目
組合及びその子会社等の概況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	P60
○組合の子会社等に関する事項	
・名称	P60
・主たる営業所又は事務所の所在地	P60
・資本金又は出資金	P60
・事業の内容	P60
・設立年月日	P60
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	P60
・組合の 1 子会社等以外の子会社等が有する当該 1 の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	P60
組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
○直近の事業年度における事業の概況	P60
○直近の 5 連結会計年度における主要な業務の状況	P61
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	P61
	計）
	・経常利益又は経常損失
	・当期利益又は当期損失
	・純資産額
	・総資産額
	・連結自己資本比率
	直近の 2 連結会計年度における財産の状況につき連結したもの
	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書
	○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
	・破綻先債権に該当する貸出金
	・延滞債権に該当する貸出金
	・3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金
	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金
	○自己資本の充実の状況
	○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

単体における事業年度の開示事項

○定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	P17
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	P17
・信用リスクに関する事項	P9～11,52
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	P55
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	P56
・証券化エクスポージャーに関する事項	P56
・オペレーショナル・リスクに関する事項	P10～11
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	P56～57
・金利リスクに関する事項	P58～59
○定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	P48～49
・自己資本の充実度に関する事項	P50～51
・信用リスクに関する事項	P52～54
・信用リスク削減手法に関する事項	P55
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P56
・証券化エクスポージャーに関する事項	P56
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	P56～57
・金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	P58

連結における事業年度の開示事項

○定性的開示事項	
・連結の範囲に関する事項	P60
・自己資本調達手段の概要	P72
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	P72
・信用リスクに関する事項	P77
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	P80
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	P81
・証券化エクスポージャーに関する事項	P81
・オペレーショナル・リスクに関する事項	P81～82
・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	P82～83
・金利リスクに関する事項	P83
○定量的開示事項	
・連結に含まれない金融子会社等で規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額	-
・自己資本の構成に関する事項	P73～74
・自己資本の充実度に関する事項	P75～77
・信用リスクに関する事項	P77～78
・信用リスク削減手法に関する事項	P80
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P81
・証券化エクスポージャーに関する事項	P81
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	P82～83
・金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額	P83

えちご上越農業協同組合
〒943-0817 新潟県上越市藤巻5番30号
TEL 025-527-2001
<http://www.ja-echigojoetsu.or.jp/>
令和2年6月発行